

部活動の運営の適正化に向けた方策について

平成31年3月

全国都道府県教育長協議会第3部会

目 次

I 研究の趣旨	1
II 調査概要	1
III 調査結果	3
1 「運動部活動の在り方に関する方針」について	3
2 適切な休養日等の設定について	19
3 学校単位で参加する大会等の見直し	29
4 部活動指導員について	35
5 研修について	43
6 生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備	50
まとめ	69
今後に向けて	73
IV 全国都道府県教育長協議会第3部会構成員名簿	78
V 参考資料（調査票）	79

部活動の運営の適正化に向けた方策について
＜全国都道府県教育長協議会第3部会調査研究報告書＞

I 研究の趣旨

部活動については、これまで教育課程との関連を図り、豊かな人間性の育成や体力向上など学校教育の一環として実施されてきたところであり、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養といった好ましい人間関係の形成等に資するという意義がある。

また、部活動は、生徒が自らの適性や興味・関心等をより深く追求していく機会であり、教育課程において学習する内容について、改めてその大切さを認識するという効果が期待できるものである。その一方で、適切な休養を伴わない行き過ぎた活動等は、生徒のバランスのとれた生活と成長に影響を及ぼすとともに、教員の負担を増大させていると指摘されている。

教員の働き方に関しては、平成29年4月公表の文部科学省の教員勤務実態調査（平成28年度速報値）において、教員の勤務時間の増加、特に中学校での部活動指導の負担増が明らかになった。これを受け、平成30年2月に文部科学省が「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について」を通知するなど、教職員の働き方改革に関する様々な動きが始まっているところである。

平成30年3月、スポーツ庁が運動部活動の運営の適正化に向けた「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を策定した。また、中学校における部活動指導員の配置事業が平成30年度に新設されたことで、部活動運営の適正化に向けて「学校における働き方改革」の視点を踏まえた実効性のある取組の推進を図ることが重要課題となっている。

ガイドラインでは、学校における指導・運営に係る体制の構築について、校長は、生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に運動部活動を実施で

きるよう、適正な数の運動部を設置することと示されている。また、適切な休養日等について、1日の活動時間は平日2時間程度、休業日3時間程度として、週当たり2日以上休養日を設定することが明記されたほか、学校の設置者は、部活動指導員を積極的に任用して学校に配置することや、校長は、運動部顧問を決定する際に適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図ること等も示されている。

このような状況を総合的に踏まえ、各都道府県における部活動（運動部・文化部）の適正な運営に係る現状や、教員の業務負担の軽減を踏まえた取組事例を把握し、情報共有や考察を進めることで、今後の施策・事業の検討や国への要望・予算の確保に役立てることとする。

Ⅱ 調査概要

1 調査内容

- (1)適切な運営のための体制整備
- (2)合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進について
- (3)適切な休養日等の設定
- (4)生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備
- (5)学校単位で参加する大会等の見直し

2 調査対象

47都道府県教育委員会(回収率100%)

本調査では、主に自由記述で回答されたものを分類し(アフターコード化)、集計している。そのため、同様の取組をしているが自由記述に記載していなかった等のため、実施した数として計上できていない県もあると予想され、実際の取組県数はもっと多い場合もあると考えられる。

3 調査期間

平成30年8月15日～9月14日

(調査基準日：平成30年8月1日)

4 研究担当県

岩手県・高知県

Ⅲ 調査結果

1 「運動部活動の在り方に関する方針」について

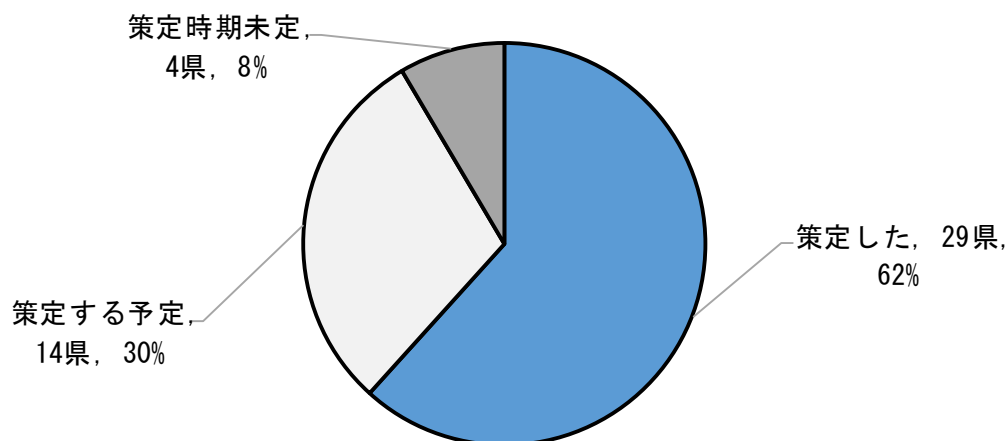
(1) 策定状況について

ガイドライン記載

都道府県は、本ガイドラインに則り、運動部活動の活動時間及び休養日の設定その他適切な運動部活動の取組に関する「運動部活動の在り方に関する方針」を策定する。

「運動部活動の在り方に関する方針」(以下「方針」という。)の策定状況については、策定済みが29県(62%)、現在策定中(平成30年度中)が14県(30%)となっており、全国で方針の策定が着々と進められていることが分かる。

図1 運動部活動の在り方に関する指針策定状況(回答県数47県)



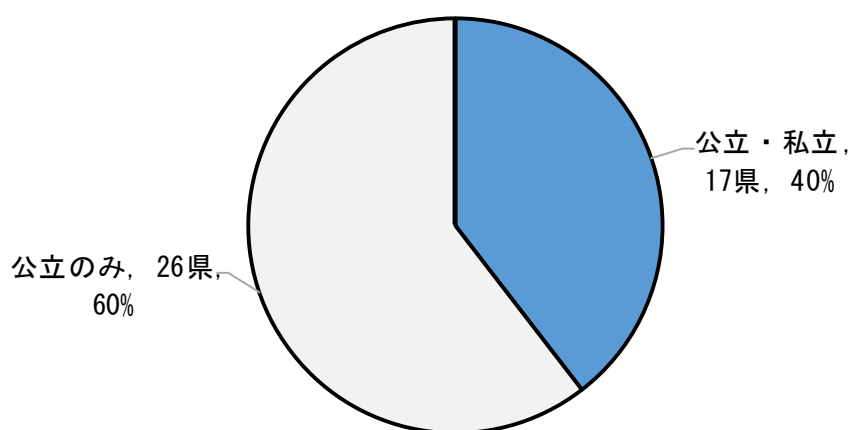
ア 方針の対象について

ガイドラインの基本的な考え方は、「学校の種類や学校の設置者の違いに関わらず該当するもの」となっており、公立・私立の別を問わず、原則適用するものである。また、高等学校段階では、各学校において中学校教育の基礎の上に多様な

教育が行われている点に留意することとされている。

方針を策定している４３県（予定を含む）のうち、方針の対象を「公立・私立」の両方としている県は１７県（４０％）である。これらの県においては、方針の策定に当たって、私学関係者の参画（８県）や、事前に協議や意見調整の実施（５県）など、策定段階から私学関係者の協力を得ている。

図２ 方針の対象（回答県数４３県）



○ 方針策定に参画した、または事前に協議を行った私学関係者

- ・ 私立学校を所管する所管課
- ・ 私学協会
- ・ 私立学校代表者
- ・ 私立学校長 等

また、公立学校のみを対象としている２６県（６０％）においても、私学所管課等を通じて、都道府県教育委員会で策定した方針の情報提供等の周知（１５県）や、私立学校の設置者に対して策定を依頼（８県）するなど、公立学校と私立学校が連携の上、子供たちが同じ環境で安心して部活動に取り組めるよう配慮しながら、方針の策定が進められている。

資料 私学関係者の参画（岩手県における策定会議）

「岩手県における部活動の在り方に関する方針」策定会議 構成員

団体・所属名	職	氏 名
岩手県中学校長会	常任理事	佐 藤 亥 壺
岩手県高等学校長協会	副会長	菅 原 尚 志
岩手県特別支援学校連絡協議会	盛岡聴覚支援学校長	石 川 敬
一般社団法人岩手県私学協会	副会長	鷹 觜 文 昭
盛岡市教育委員会事務局	参事兼学校教育課長	小山田 秀 次
一般社団法人岩手県PTA連合会	会長	田 口 昭 隆
岩手県高等学校PTA連合会	会長	渡 辺 正 和
岩手県教職員組合	書記次長	佐 藤 工
岩手県高等学校教職員組合	副委員長	村 上 智加子
岩手県中学校体育連盟	会長	大 林 裕 明
岩手県中学校文化連盟	会長	小野寺 昭 彦
岩手県高等学校体育連盟	理事長	菊 池 勝 彦
岩手県高等学校文化連盟	理事長	路 奥 英 範
岩手県高等学校野球連盟	理事長	佐々木 明 志
公益財団法人岩手県体育協会	副会長兼理事長	平 藤 淳
国立大学法人岩手大学教育学部	学部長補佐	鎌 田 安 久
岩手県総務部法務学事課	総括課長	松 本 淳
岩手県文化スポーツ部文化振興課	総括課長	中 里 裕 美
岩手県文化スポーツ部スポーツ振興課	総括課長	工 藤 啓一郎
岩手県教育委員会事務局教職員課	総括課長	永 井 榮 一
岩手県教育委員会事務局学校調整課	総括課長	佐 藤 有
岩手県教育委員会事務局学校教育課	総括課長	小久保 智 史
岩手県教育委員会事務局生涯学習文化財課	総括課長	佐 藤 公 一
岩手県教育委員会事務局保健体育課	総括課長	荒木田 光 孝

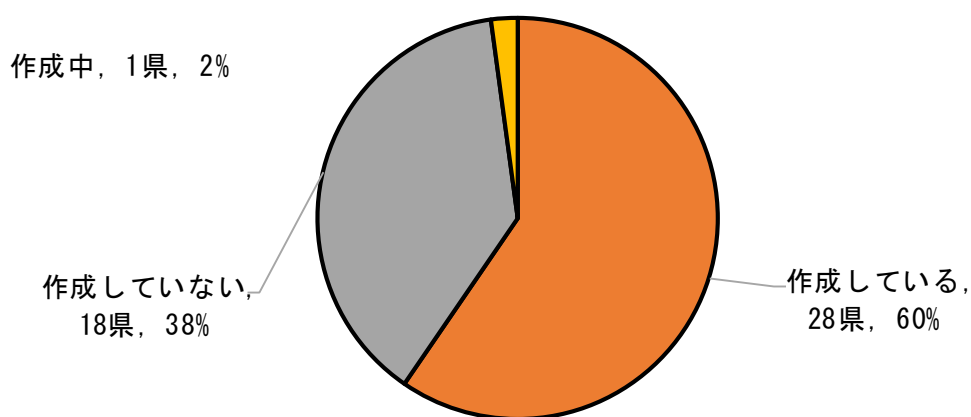
平成 31 年 3 月 時 点

イ 簡素で活用しやすい様式の作成における都道府県の支援

ガイドラインにおいて、学校の設置者は運動部活動の活動方針・計画の策定等が行えるよう簡素で活用しやすい様式の作成等を行い、また、このことについて、都道府県は必要に応じて学校の設置者の支援を行うこととされている。

各県における様式等の作成については、作成している県が28県（60％）である。また、方針を策定している29県のうち、様式を作成している県は24県である。このことから、方針を策定した県は、様式等も併せて示すことにより、各学校における部活動の方針・計画の策定や、方針に沿った運用が簡素化され、学校の負担軽減となるよう工夫されている。

図3 様式の作成状況（回答県数47県）

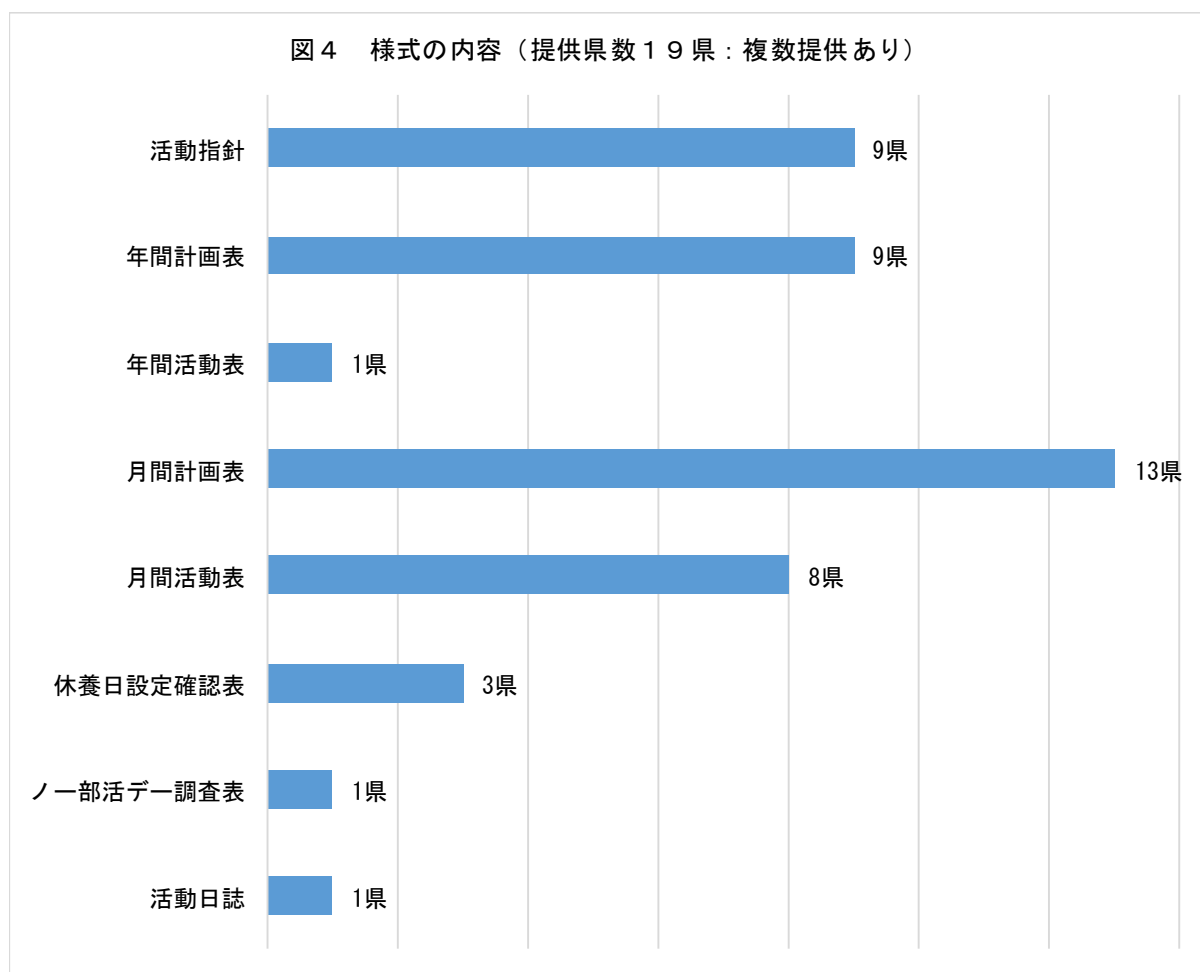


本調査では、上記様式の情報提供を依頼し、19県から資料提供があった。これらの様式は、各学校の活動方針のひな形となるものや、部活動の計画表・活動（実績）表が主なものであった。また、このうち5県では、1枚の様式で計画表と活動（実績）表を示すことができるよう、簡素で活用しやすい様式例を作成することで学校の事務を支援し、効果的に学校の負担を軽減している。

また、ガイドラインに「活動方針及び活動計画等を学校のホームページへの掲載等により公表する」と示されていることから、ホームページ掲載用の計画表の様式を作成して効果

的な支援を行うことで、学校の負担軽減を図っている取組も見られる。

なお、活動計画とともに、休養日の取得日数を集計して実態を把握できる休養日設定確認表を作成している県（３県）もあり、この様式により休養日の取得計画の見える化を図られることで、過度な活動の抑制につながることが期待される。



平成 年度 学校の部活動に係る活動方針

学校名 _____

校長名 _____

1 活動の方針

2 休養日・活動時間について

3 活動のきまり

4 その他

資料 年間活動計画表（岩手県様式例）

様式例2 年間活動計画表

2020	年度	年間活動計画表												部活動名		顧問名																	
------	----	---------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	------	--	-----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

4 月		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
日	曜	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木
休																															
大会等																															

5 月		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
日	曜	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
休																																
大会等																																

6 月		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
日	曜	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火
休																															
大会等																															

7 月		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
日	曜	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金
休																																
大会等																																

8 月		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
日	曜	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月
休																																
大会等																																

9 月		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
日	曜	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水
休																															
大会等																															

資料 月間計画（岩手県様式例）

様式例3 月間計画・実績表

2018 年度 7 月

月間計画（活動実績）

部活動		顧問名	
-----	--	-----	--

日	曜	休養	活動予定	備考（予定変更等）
1	日			
2	月			
3	火			
4	水			
5	木			
6	金			
7	土			
8	日			
9	月			
10	火			
11	水			
12	木			
13	金			
14	土			
15	日			
16	月			
17	火			
18	水			
19	木			
20	金			
21	土			
22	日			
23	月			
24	火			
25	水			
26	木			
27	金			
28	土			
29	日			
30	月			

資料 年間活動計画表（広島県様式例）

（ ）部 記入者（ ）

	平成30年 8月					平成30年 9月					平成30年 10月					平成30年 11月				
		計画		実績			計画		実績			計画		実績			計画		実績	
		休業日等	活動時間	休業日等	活動時間		休業日等	活動時間	休業日等	活動時間		休業日等	活動時間	休業日等	活動時間		休業日等	活動時間	休業日等	活動時間
	合計	0	0:00	0	0:00	合計	0	0:00	0	0:00	合計	0	0:00	0	0:00	合計	0	0:00	0	0:00
1日	水					土					月					木				
2日	木					日					火					金				
3日	金					月					水					土				
4日	土					火					木					日				
5日	日					水					金					月				
6日	月					木					土					火				
7日	火					金					日					水				
8日	水					土					月					木				
9日	木					日					火					金				
10日	金					月					水					土				
11日	土					火					木					日				
12日	日					水					金					月				
13日	月					木					土					火				
14日	火					金					日					水				
15日	水					土					月					木				
16日	木					日					火					金				
17日	金					月					水					土				
18日	土					火					木					日				
19日	日					水					金					月				
20日	月					木					土					火				
21日	火					金					日					水				
22日	水					土					月					木				
23日	木					日					火					金				
24日	金					月					水					土				
25日	土					火					木					日				
26日	日					水					金					月				
27日	月					木					土					火				
28日	火					金					日					水				
29日	水					土					月					木				
30日	木					日					火					金				
31日	金										水									

資料集計表（広島県様式例）

シート	運動部	8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月		合計	
		休業日	活動時間	休業日	活動時間	休業日	活動時間	休業日	活動時間	休業日	活動時間	休業日	活動時間	休業日	活動時間	休業日	活動時間		
①	0	部	計画	0	000	0	000	0	000	0	000	0	000	0	000	0	000	0	000
			実績	0	000	0	000	0	000	0	000	0	000	0	000	0	000	0	000
②	0	部	計画	0	000	0	000	0	000	0	000	0	000	0	000	0	000	0	000
			実績	0	000	0	000	0	000	0	000	0	000	0	000	0	000	0	000
③	0	部	計画	0	000	0	000	0	000	0	000	0	000	0	000	0	000	0	000
			実績	0	000	0	000	0	000	0	000	0	000	0	000	0	000	0	000
④	0	部	計画	0	000	0	000	0	000	0	000	0	000	0	000	0	000	0	000
			実績	0	000	0	000	0	000	0	000	0	000	0	000	0	000	0	000
⑤	0	部	計画	0	000	0	000	0	000	0	000	0	000	0	000	0	000	0	000
			実績	0	000	0	000	0	000	0	000	0	000	0	000	0	000	0	000
⑥	0	部	計画	0	000	0	000	0	000	0	000	0	000	0	000	0	000	0	000
			実績	0	000	0	000	0	000	0	000	0	000	0	000	0	000	0	000
⑦	0	部	計画	0	000	0	000	0	000	0	000	0	000	0	000	0	000	0	000
			実績	0	000	0	000	0	000	0	000	0	000	0	000	0	000	0	000
⑧	0	部	計画	0	000	0	000	0	000	0	000	0	000	0	000	0	000	0	000
			実績	0	000	0	000	0	000	0	000	0	000	0	000	0	000	0	000
⑨	0	部	計画	0	000	0	000	0	000	0	000	0	000	0	000	0	000	0	000
			実績	0	000	0	000	0	000	0	000	0	000	0	000	0	000	0	000
⑩	0	部	計画	0	000	0	000	0	000	0	000	0	000	0	000	0	000	0	000
			実績	0	000	0	000	0	000	0	000	0	000	0	000	0	000	0	000
⑪	0	部	計画	0	000	0	000	0	000	0	000	0	000	0	000	0	000	0	000
			実績	0	000	0	000	0	000	0	000	0	000	0	000	0	000	0	000
⑫	0	部	計画	0	000	0	000	0	000	0	000	0	000	0	000	0	000	0	000
			実績	0	000	0	000	0	000	0	000	0	000	0	000	0	000	0	000
⑬	0	部	計画	0	000	0	000	0	000	0	000	0	000	0	000	0	000	0	000
			実績	0	000	0	000	0	000	0	000	0	000	0	000	0	000	0	000
⑭	0	部	計画	0	000	0	000	0	000	0	000	0	000	0	000	0	000	0	000
			実績	0	000	0	000	0	000	0	000	0	000	0	000	0	000	0	000
⑮	0	部	計画	0	000	0	000	0	000	0	000	0	000	0	000	0	000	0	000
			実績	0	000	0	000	0	000	0	000	0	000	0	000	0	000	0	000
⑯	0	部	計画	0	000	0	000	0	000	0	000	0	000	0	000	0	000	0	000
			実績	0	000	0	000	0	000	0	000	0	000	0	000	0	000	0	000

資料 休養日設定確認表（宮城県様式例）

2018 年度 部活動 休養日設定確認表 ※年間を53週と考え、中学校では週休日・祝日の休養日と平日の休養日の合計を105日以上設けましょう。

実施状況 1: 週休日・祝日の活動日(振替休業等での活動日) 2: 休養日(振替休業日での休養日) 3: 平日活動日 4: 平日休養日																																																
年間 週休日・祝日合計 123 日							「1」の計 59 日							「2」の計 64 日							平日の計 242 日							「3」の計 185 日							「4」の計 57 日							「2・4」の計 121 日						
週休日・祝日合計							週休日・祝日合計							平日合計							平日合計							平日合計							平日合計							平日合計						
4 月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30																		
曜日	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月																		
実施状況	2	3	3	4	3	3	1	2	4	3	3	3	3	1	2	3	3	4	3	3	1	1	4	3	3	3	2	1	1																			
休養	○		○					○						○				○					○				○																					
備考	休養日			休養日				休養日						休養日				休養日					休養日				休養日																					

週休日・祝日合計							週休日・祝日合計							平日合計							平日合計							平日合計							平日合計						
5 月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31										
曜日	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木										
実施状況	4	3	1	2	2	1	3	4	3	3	3	1	1	4	3	3	4	3	1	2	3	3	4	3	3	1	1	4	3	4											
休養	○		○		○			○						○				○					○					○		○											
備考	休養日			休養日				休養日						休養日				休養日					休養日				休養日			休養日											

週休日・祝日合計							週休日・祝日合計							平日合計							平日合計							平日合計							平日合計						
6 月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30											
曜日	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土											
実施状況	3	3	3	2	2	3	3	3	1	1	4	3	3	4	3	3	3	2	2	3	3	4	2	2	4	4	4	3	3	1											
休養			○		○						○							○				○		○		○															
備考		中総体	休養日		休養日						休養日				休養日			中総体	休養日			休養日		休養日	休養日	休養日	休養日	期末考査													

ウ 各学校の活動方針等の取組状況の把握について

各学校の活動方針等の取組状況を把握する調査の実施時期については、国のフォローアップ調査に合わせて実施する県が最も多い。その他に、現在実施中の調査に合わせて実施するなど、調査回数の抑制や調査項目の重複を避けることで、学校の調査にかかる負担を軽減する工夫が見られる。

図5 進捗状況の把握状況（回答県数47県）

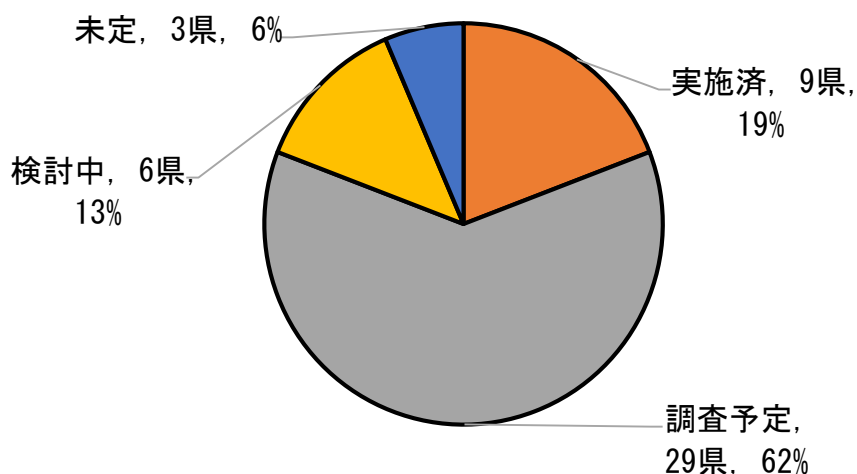
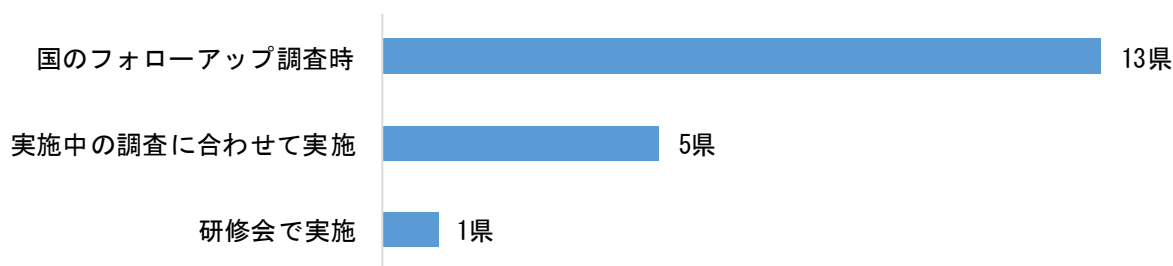


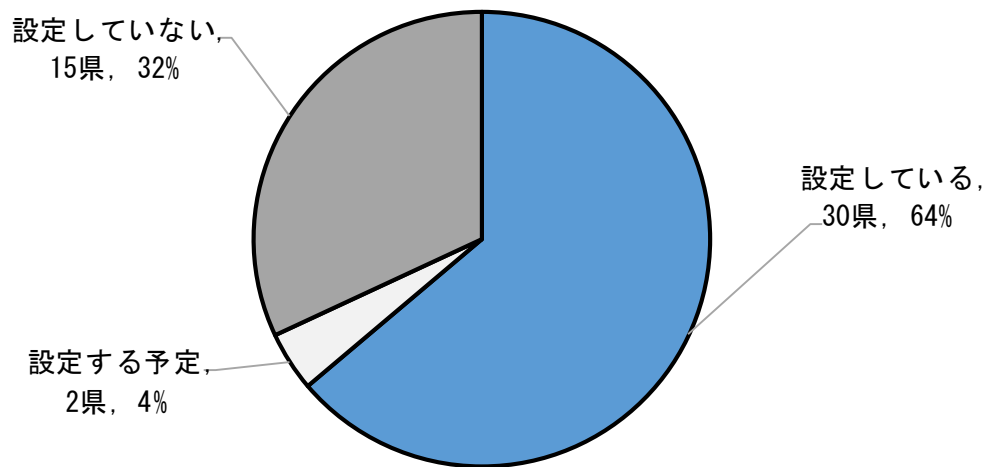
図6 調査実施の時期の工夫



エ 各県における独自の定めの設定について

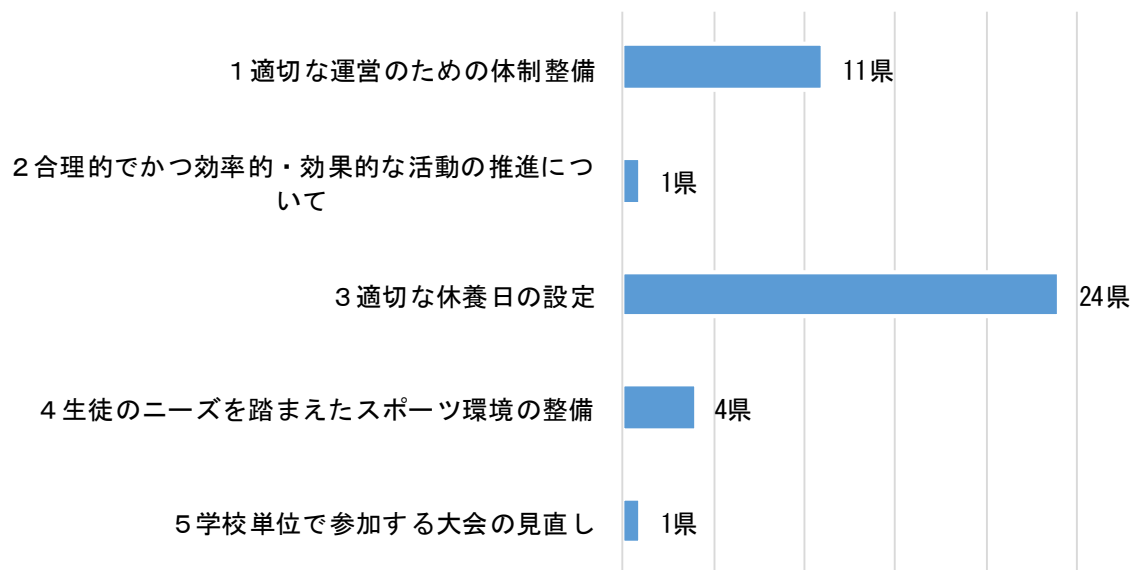
ガイドラインに示されている内容以外で独自の定めを設定している県は、予定を含めて32県（68%）であり、約7割の県において、地域の実情に応じた方針が策定されている。

図7 独自の定めの設定状況（回答県数47県）



独自の設定で特に多かったのは、「適切な休養日の設定」についてである。ガイドラインで示された「週当たり2日以上の休養日」の確保を基本にしながら、各都道府県における地域や学校の実態を踏まえ、ガイドラインに示された休養日に対応できない事情等に応じて、週間、月間、年間単位を目安とした休養日や活動時間が設定されている。

図8 独自の定めの内容項目



独自項目の具体的な内容

①適切な運営のための体制整備（１１県）

- ・対象とする範囲…文化部も対象（３県）
同好会も対象（１県）
小学生も対象（１県）
- ・内容の充実…事故防止に関する内容の充実（４県）
- ・部活動の在り方についての検討の機会の設定（３県）

部活動連絡会（１県）

部活動の指導方針（ねらい・指導体制・休養日や活動時間の設定等）について、教職員、部活動指導員、保護者、外部指導者等が共通理解を図る機会（部活動連絡会等）を設定する。

スポーツ活動運営委員会（１県）

市町村教育委員会は、各中学校区に「スポーツ活動運営委員会」を設置し、運動部活動の充実のために当該中学校の目標や方針等を踏まえた部活動の運営について検討を行う。

運動部活動改革委員会（１県）

高等学校の運動部活動の在り方について検討し方針を策定する。

②合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進（１県）

- ・県のガイドラインに、運動部活動の運営等に係る指導の手引を添付

③適切な休養日等の設定（２４県）

- ・同項目の調査結果報告箇所に記載（P. 19～P. 29）
「週当たり２日以上休養日確保、１日の活動時間は平日２時間、休日３時間以内と示される中、高等学校において、独自の部活動の休養日・活動時間の設定が行われている。

④ 生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備 (4 県)

- ・ 合同練習について… 県の広域性を考慮した移動時間の配慮 (1 県)
- ・ 家庭・地域との連携… 練習時間を補完する活動 (父母会による練習等) との連携 (2 県)
朝練習における家庭との連携
(1 県)

⑤ 学校単位で参加する大会等の見直し (1 県)

- ・ 参加する大会数… 学校体育団体の主催若しくは共催する大会 (それ以外の団体が主催・共催する大会については学校の判断による)

「1 適切な運営のための体制整備」における適正化に向けた方策についての意見

○ 方針の周知・理解

- ・ 指導者の理解・意識改革
- ・ 学校長による説明、部活動のチェック
- ・ 保護者や生徒の理解を求めること
- ・ 県が策定する方針について、学校の設置者、各競技団体等がその主旨を正しく理解すること
- ・ 関係者が共通認識 (生徒の心身のバランスのとれた健全な成長と、教員の負担が過度にならないことも十分配慮) を持ち、持続可能な部活動の指導・運営に係る体制の構築を図ること

○私立学校への対応

- ・ガイドライン遵守による私立学校との公平性
- ・文化部活動の適正化に向けた方策の策定時の私立学校への対応
- ・公立・私立が足並みを揃えて、運動部活動の内容や指導の在り方について検討や見直しを行い、適切で効果的な指導が行われることが必要

○文化部への対応

- ・運動部活動と文化部活動を分けず、適正に向けて一体化した方策を実施すること
- ・関係団体、私立学校への周知及び理解促進が必要

○研修実施

- ・若手教員への対応が増えている中で、限られた時間で効率的に部活動を行うための研修等を、県や競技団体で行う体制が必要
- ・指導者の資質向上に関する研修の充実
- ・教員の意識を変えるため、部活動の効率的な運営のための研修会等を実施していくこと
- ・全ての顧問の先生が、運動部活動の適正な指導及び運営の在り方を学べるような研修会の実施やそのフォローアップの方法

○その他

- ・部活動は、生徒の自主的・自発的な参加が基本原則であるが、学校教育の一環として位置付けられることから、練習時間・内容等の運営は合理的かつ効率的・効果的となるよう留意する必要がある。

(続く)

○その他（続き）

- ・ガイドラインに示されている、中央競技団体が作成する２時間の活動例について、できるだけ早い段階で示していただきたい。
- ・競技種目の特性は様々であると同時に、同じ種目であっても地域や学校の実態に応じて取組に違いが見られることから、学校や指導者、保護者等の理解を得た上であっても、全てを統一した基準の中で進めることに困難を感じる。各学校が、生徒や地域の実態に応じて活動方針を検討できるような、弾力的な基準があった方が、より実効性のある取組につながると考える。
- ・部活動数の見直し

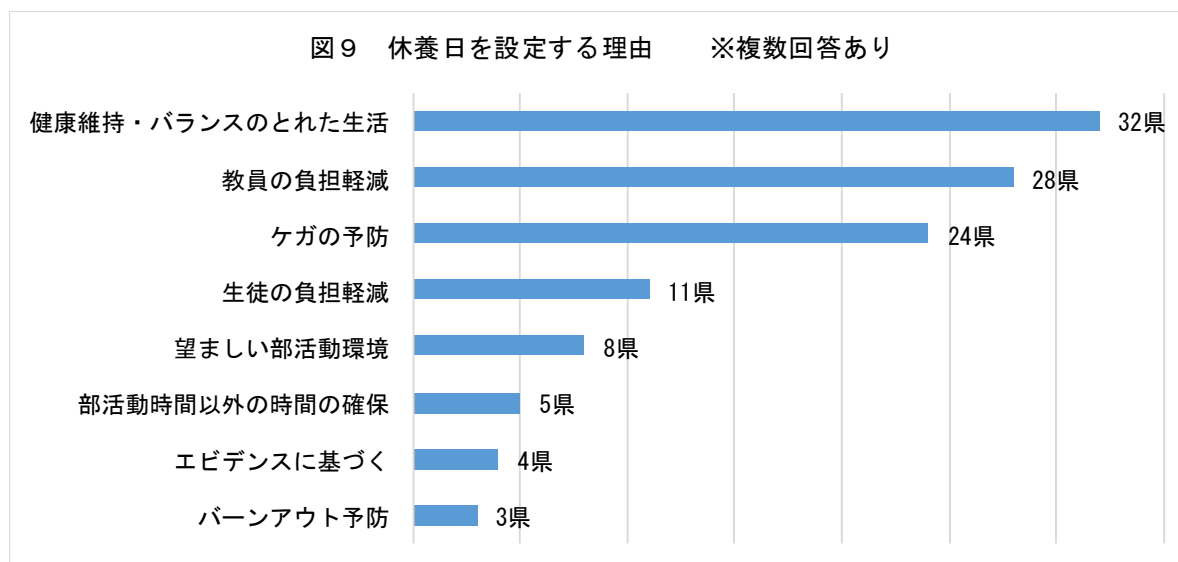
２ 適切な休養日等の設定について

（１）休養日の設定（学期中）

ア 休養日を設定する理由

学期中の部活動休養日については、現在４５県（９６％）において設定されており、また残りの２県についても策定中であるため、全ての県において休養日が設定されることになる。

設定の理由としては、「健康維持・バランスのとれた生活」が最も多く、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう配慮されている。次いで、教員の負担軽減、ケガの予防が理由に挙げられている。



イ 休養日の設定方法（学期中）

ガイドライン記載

学期中は、週当たり2日以上 of 休養日 を設ける。（平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。）

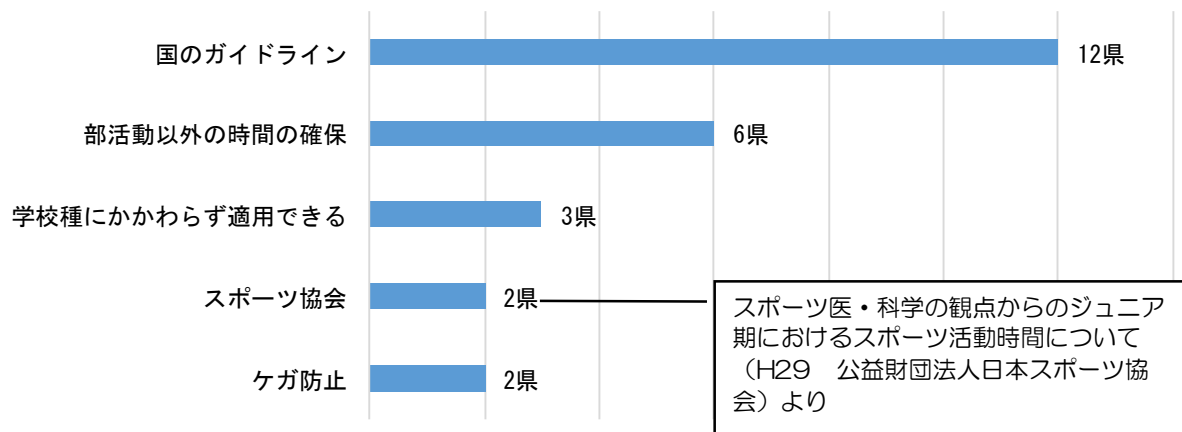
学期中の休養日の設定方法については、「中学校・高等学校ともに同じ設定」（以下「同じ設定」という。）が24県、「中学校・高等学校で異なる設定」（以下「異なる設定」という。）が21県であり、同じ設定、異なる設定ともに、ほぼ二分される状況となっている。

同じ設定の場合は、24県中21県がガイドラインの基準と同様、週2日（平日1日、休日1日）を休養日としている。

なお、休養日の設定を週2日としていない県の中には、「週1日の休養日を確保しながら、年間73日以上」といった設定も見られる。

中学校・高等学校ともに同じ設定にしている理由については、半数（24県中12県）が「ガイドラインに準じた設定」としている。

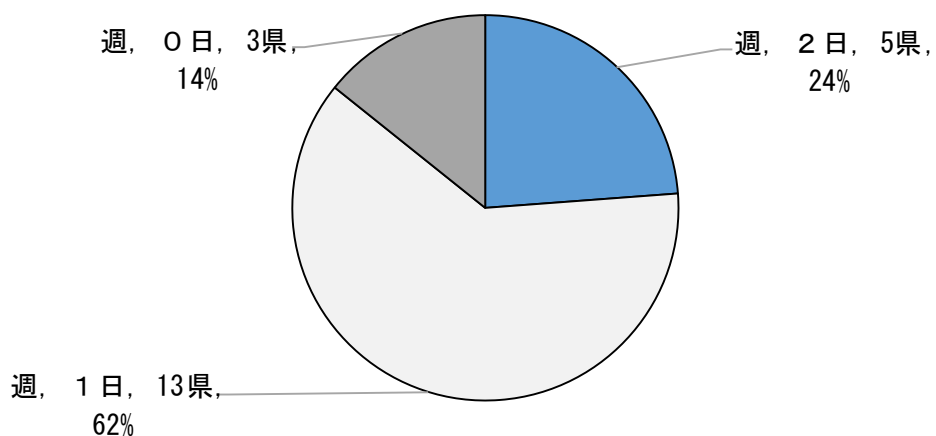
図 10 中高を同じ設定にしている理由



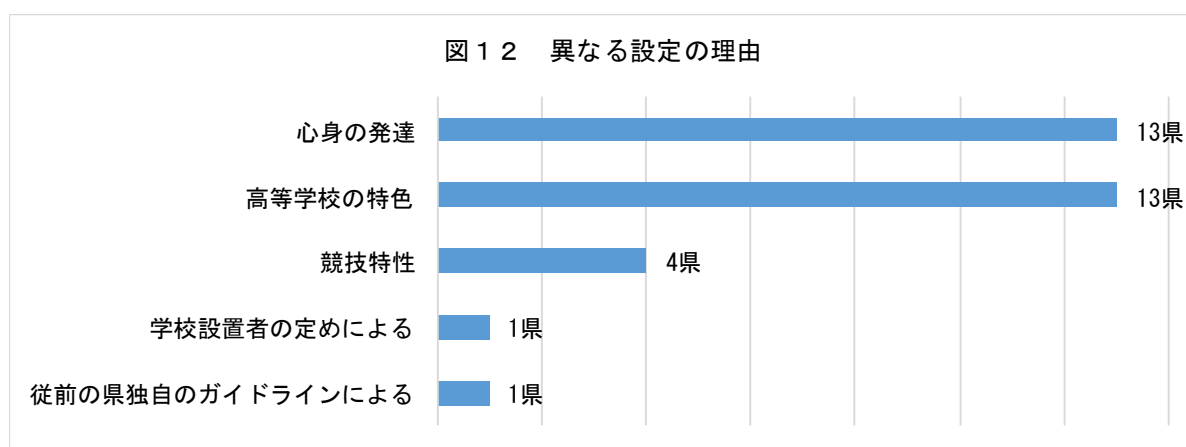
異なる設定にしている場合、21 県中 20 県の中学校では、ガイドラインに準じて週 2 日（平日 1 日、休日 1 日）と設定しており、他に、「週 2 日であるが、平日・休日の割り振りは学校による」と回答した県（1 県）がある。

一方、高等学校においては、週 2 日の休養日を設定しているのは 5 県のみで、他の 16 県では、「年間を通じて週 2 日以上（4 県）」、「年間を通じて、土日祝日を含む 12 日以上」、「年間を通して 52 日以上」といった休養日の設定が見られ、学校の特色や競技特性等の理由から、高等学校段階では、各学校において中学校教育の基礎の上に多様な教育が行われている点に留意しているものと考えられる。

図 11 中高異なる設定【学期中 高等学校】（回答県数 21 県）



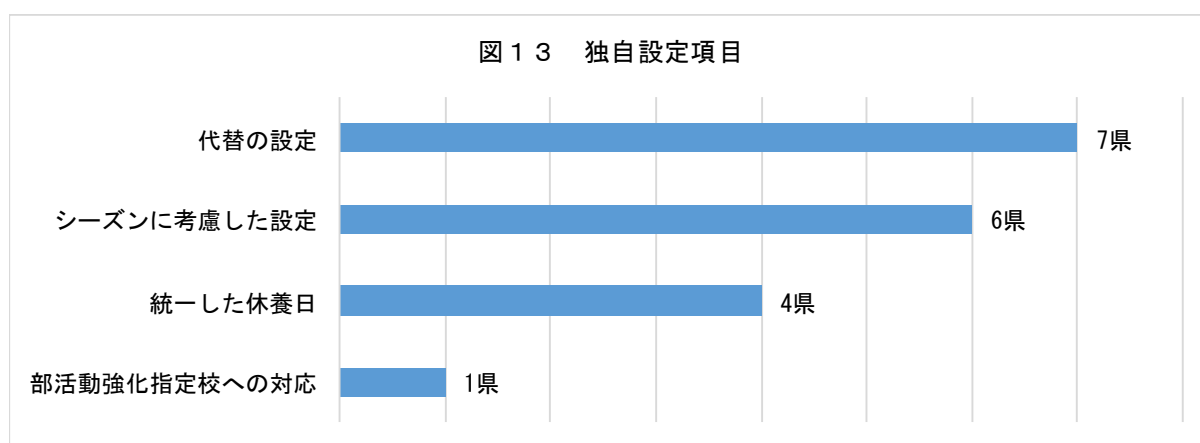
中学校・高等学校で異なる設定を行う理由としては、中学生と高校生では心身の発達の違いが大きいことや、高等学校の特色、競技特性といったことが挙げられている。



ウ 運動部活動の在り方に関する方針の独自の定め（休養日）

休養日の設定方法については、18県において独自の項目が設定されている。

具体的な項目として、「大会参加やシーズンスポーツ活動のため、休養日を確保できない場合に代替日を設定（7県）」、「校種やシーズンスポーツ等の違いに柔軟に対応する設定（6県）」、「統一した休養日の設定（4県）」といった独自の設定が見られる。



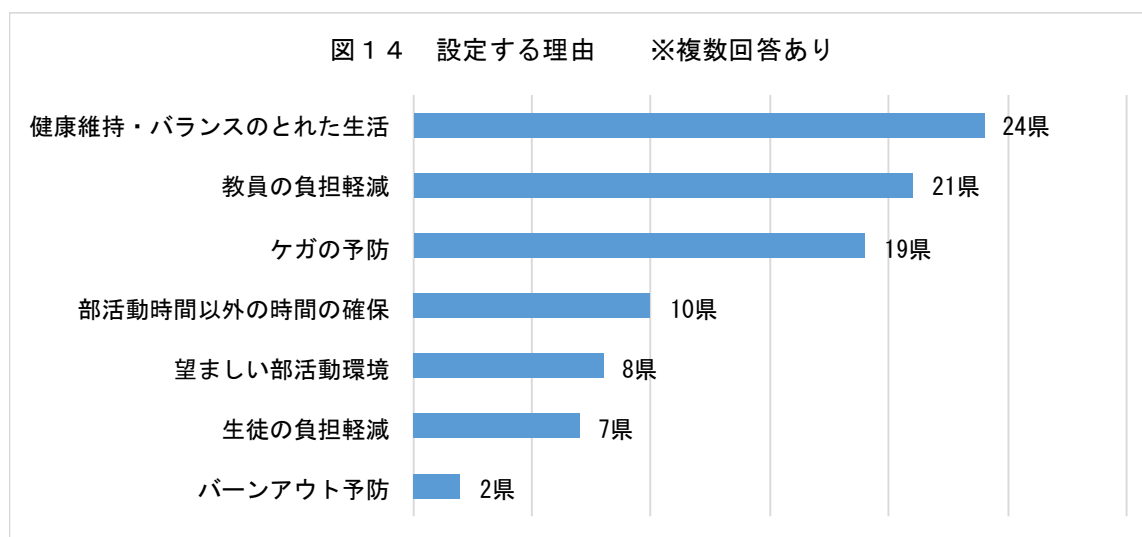
（２）長期休業中の休養日の設定

ア 休養日を設定する理由（長期休業中）

長期休業中の休養日は、41県（87％）において設定されている。

設定の理由としては、「健康維持・バランスのとれた生活」が最も多く、学期中と同様、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう配慮されている。次に多く挙げられた理由は、「教員の負担軽減」である。

学期中の休養日と比較して、長期休業中の場合は4県減っているにも関わらず、「部活動以外の時間の確保」を理由に挙げている県が5県増えており、長期休業中においては、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、運動部活動以外にも多様な活動を行うことができるように配慮されているものと考えられる。



イ 休養日等の設定方法（長期休業中）

ガイドライン記載

長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、運動部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

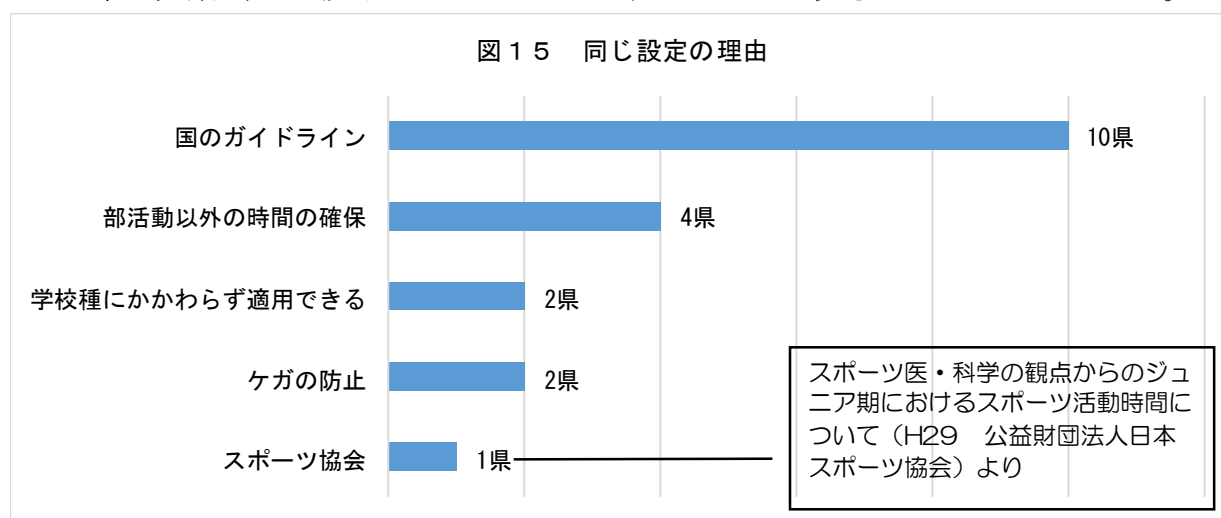
長期休業中の休養日の設定方法については、「中学校・高等学校とともに同じ設定」（以下「同じ設定」という。）が20県、

「中学校・高等学校で異なる設定」（以下「異なる設定」という。）が 21 県であり、同じ設定、異なる設定ともに、学期中と同様、ほぼ二分される状況となっている。

同じ設定の場合は、20 県中 17 県がガイドラインの基準と同様、週 2 日（平日 1 日、休日 1 日）を休養日としており、その中には、「第 3 日曜日を家庭の日として定め、統一した休養日」としている県もある。

他には、「9 日以上の開庁日を定めている」、「学期中と同じ設定」、「週 1 日以上」といった休養日の設定を行っている県が見られる。

中学校・高等学校ともに同じ設定にしている理由については、20 県中 10 県が「ガイドラインに準じた設定」としており、学期中の設定理由とほぼ差がない状況となっている。

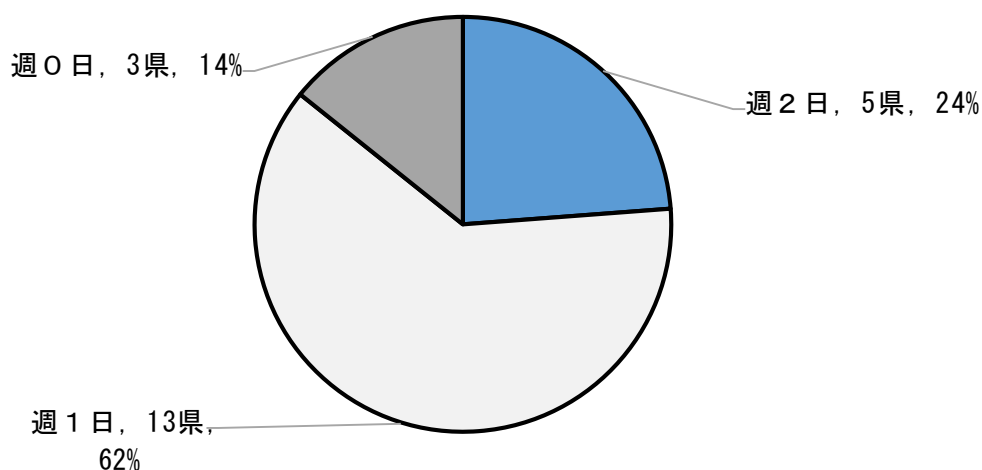


異なる設定にしている県の場合、ほとんどの県において、中学校ではガイドラインに準じて週 2 日（平日 1 日、休日 1 日）と設定しているほか、「学校の設置者の定めによる（1 県）」、「休日を含む週 2 日以上」、「週 2 日であるが、平日・休日の割り振りは学校の計画による（1 県）」、「内訳の設定なし（1 県）」、「休日 2 日（1 県）」と設定している県が見られる。また、長期休業中に週 2 日以上の子休の取得を推奨する県もある。

高等学校においては、週 2 日（平日 1 日、休日 1 日）の設定を行っている県は 5 県であり、他の県は、学期中と同様に、「年間を通じて〇日（6 県）」等の設定が見られ、学校の特色

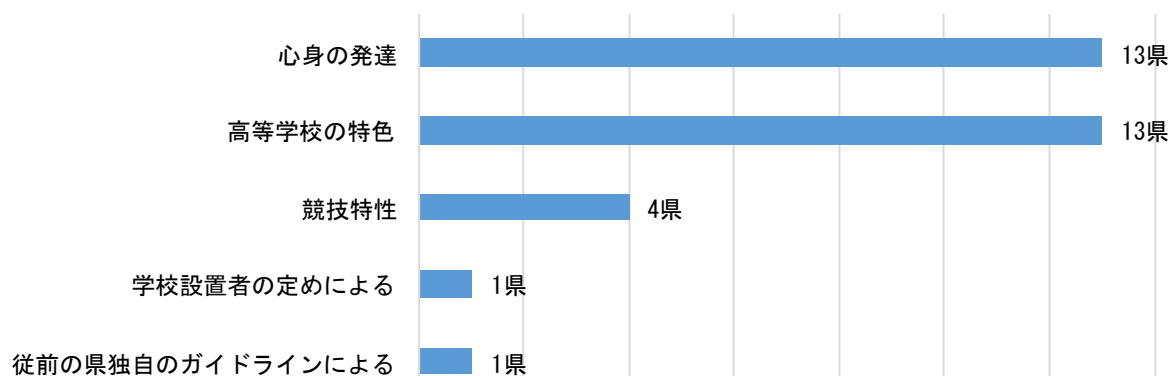
や競技特性等の理由から、高等学校段階では、各学校において中学校教育の基礎の上に多様な教育が行われている点に留意しているものと考えられる。

図16 中高異なる設定【長期休業中 高等学校】（回答県数21県）



中学校・高等学校で異なる設定を行う理由は、長期休業中と学期中とで変わらず、中学生と高校生では心身の発達の違いが大きいことや、高等学校の特色、競技特性といったことが挙げられている。

図17 異なる設定の理由



(3) 活動時間の設定

ガイドライン記載

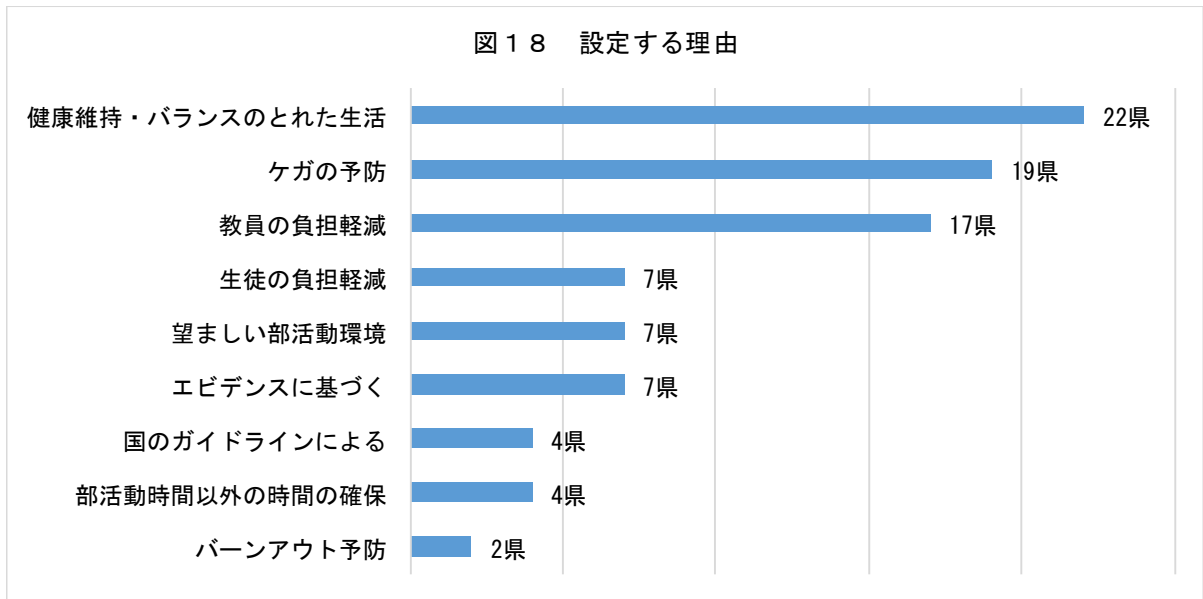
1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

ア 活動時間を設定する理由

活動時間の設定については、40県（85％）において設定されており、5県についても策定中である。設定していない県については、「各学校で定める旨通知を出しているが、都道府県においては活動時間を設定していない」、「午前授業の日など、一律に制限することは活動時間の保障の観点からかえってデメリットになる」という理由が挙げられている。

活動時間を設定する理由としては、「健康維持・バランスのとれた生活」が最も多く、休養日の設定と同様、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう配慮されている。

次に多く挙げられたのが「ケガの予防」である。休養日を設定する理由では「教員・生徒の負担軽減」のほうが多かったが、活動時間の設定においては「ケガの予防」が2番目に多く、また、スポーツ医・科学の「エビデンスに基づく」活動時間を設定している県もあることから、過度の練習によるスポーツ障害・外傷のリスクを回避するとともに、効果的な活動となるよう配慮しているものと考えられる。

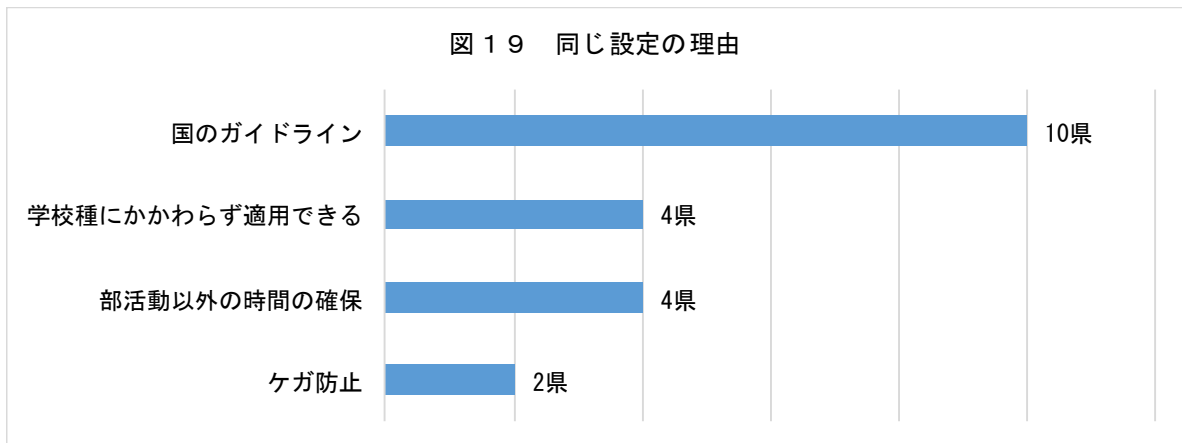


イ 活動時間の設定方法

活動時間の設定方法については、設定済みの40県中22県が「中学校・高等学校ともに同じ設定」（以下「同じ設定」という。）、同じく18県が「中学校・高等学校で異なる設定」（以下「異なる設定」という。）であり、同じ設定が異なる設定をやや上回る状況となっている。

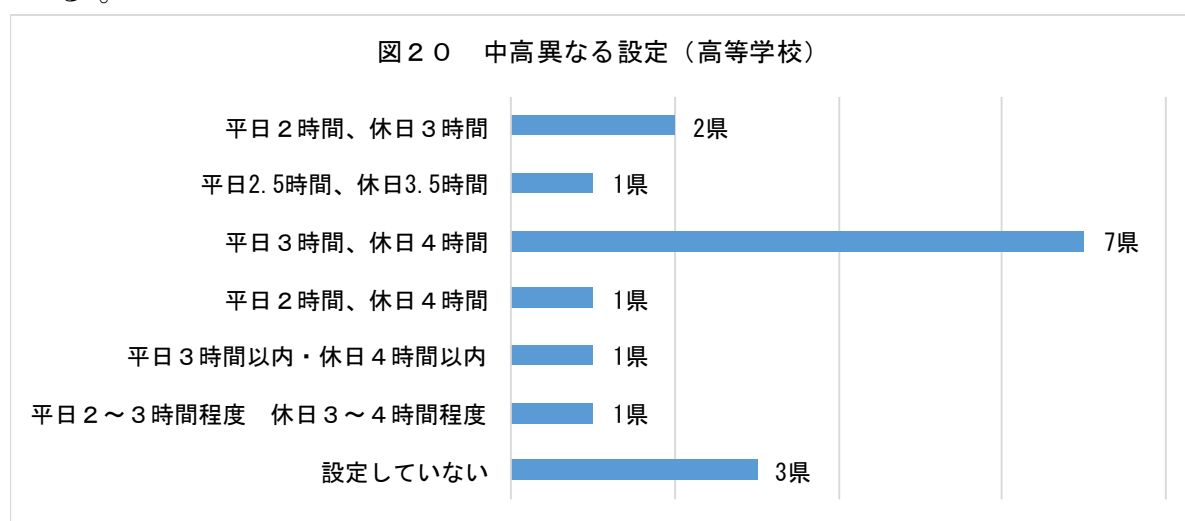
同じ設定の場合は、21県がガイドラインの基準と同様、平日2時間、休日3時間としており、残る1県が休日半日程度という設定にしている。

また、同じ設定にしている理由については、ほぼ半数の県が「ガイドラインに準じた設定」としており、休養日（学期中・長期休暇中）の設定と同じ傾向が見られる。

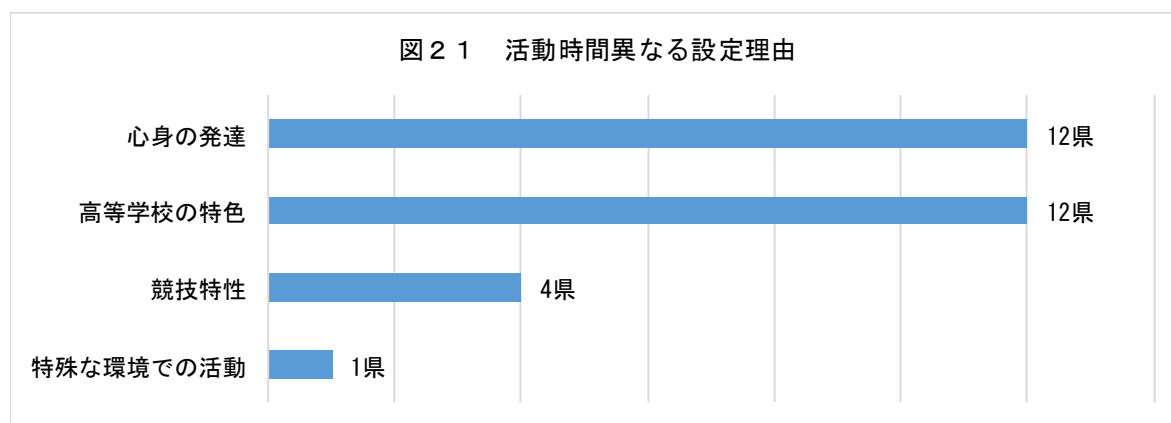


異なる設定にしている県の場合、18県中16県において、中学校ではガイドラインに準じて平日2時間、休日3時間と設定しており、他に、「平日2～3時間、休日設定なし(1県)」、「平日2時間以内、休日4時間以内(1県)」といった設定が見られる。

一方、高等学校においては、設定時間が大きく分かれたが、最も多かった設定は、「平日3時間、休日4時間」であり、中学校と比較すると平日・休日ともに1時間多い設定となっている。



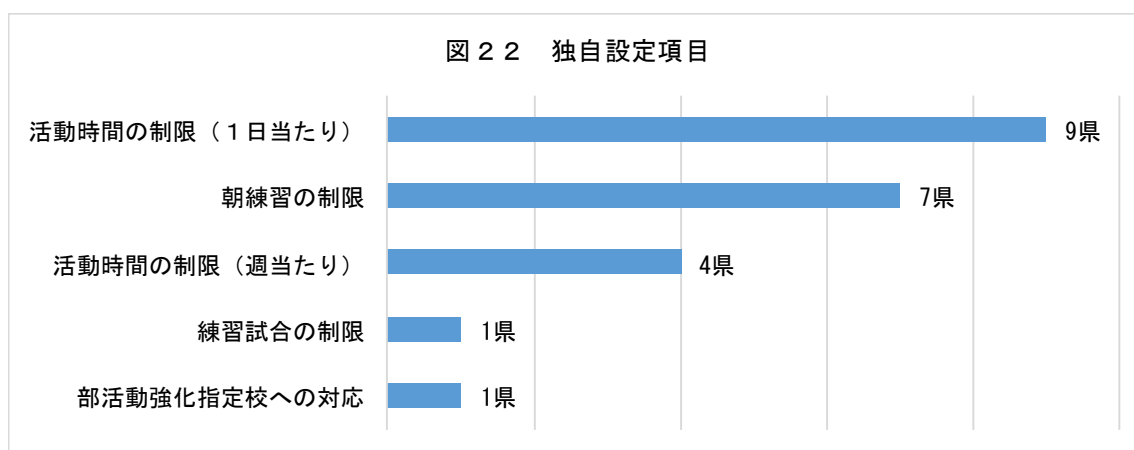
中学校・高等学校で異なる設定を行う理由は、休養日の設定と同様、中学生と高校生では心身の発達の違いが大きいことや、高等学校の特色、競技特性といったことが挙げられている。



ウ 運動部活動の在り方に関する方針の独自の定め（活動時間）

活動時間の設定方法についても、休養日同様に独自の項目が設定されている。

具体的な項目として、「1日あたりの活動時間の制限（9県）」が最も多いことから、一回の活動を短時間かつ合理的で効率的・効果的なものになるよう取り組んでいると考えられる。次いで多かったのは、「朝練習への制限（7県）」であり、朝練習の原則禁止や、朝練習も全体の活動時間に含める取組が挙げられている。他には、「週あたりの活動時間を16時間に制限（4県）」、「練習試合を月3回以内に制限」という県も見られる。



3 学校単位で参加する大会等の見直し

（1）学校の部活動が参加する大会・コンクール等の概要の把握状況

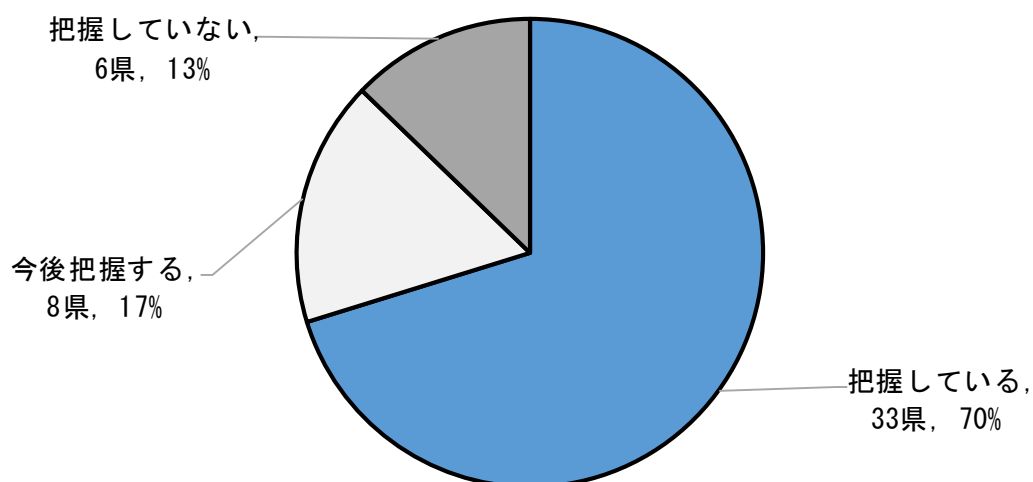
ガイドライン記載

都道府県中学校体育連盟及び学校の設置者は、学校の運動部が参加する大会・試合の全体像を把握し、週末等に行われる様々な大会・試合に参加することが、生徒や運動部顧問の過度な負担とならないよう、大会等の統廃合等を主催者に要請するとともに、各学校の運動部が参加する大会数の上限の目安等を定める。

校長は、都道府県中学校体育連盟及び学校の設置者が定める上記イ（上の枠内）の目安等を踏まえ、生徒の教育上の意義や、生徒や運動部顧問の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等を精査する。

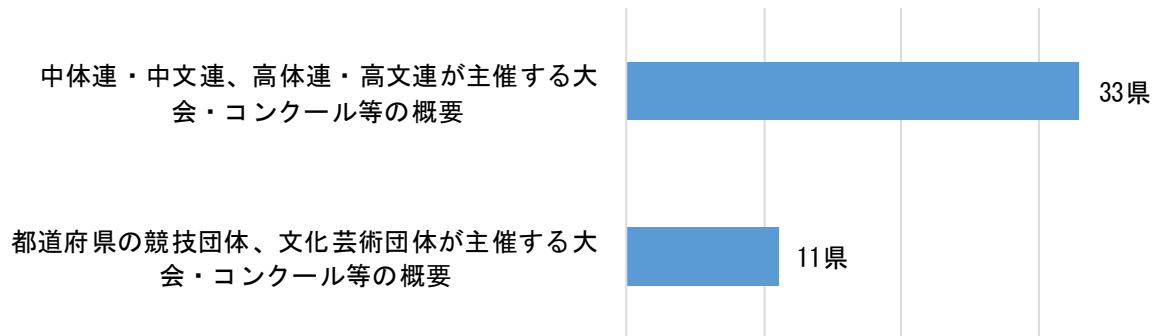
部活動が参加する大会等の統廃合を呼びかけ、精査するためには、現在、参加している大会・コンクール等を把握しておく必要がある。実際に把握しているのは33県（70％）に上り、今後把握する8県を加えると、およそ9割（41県）が把握している状況である。

図23 部活動が参加する大会・コンクール等の把握（回答県数47県）



把握している大会・コンクール等の概要は、「中体連・中文連、高体連・高文連が主催する大会・コンクール等」が多くを占めているが、中には、「都道府県の競技団体、文化芸術団体が主催する大会・コンクール等」についても把握している県が見られる。また、民間が主催している冠大会（都道府県レベル以上）を把握している県（1県）がある。

図 2 4 把握しているコンクール等の概要（回答県数 3 3 県：複数回答あり）

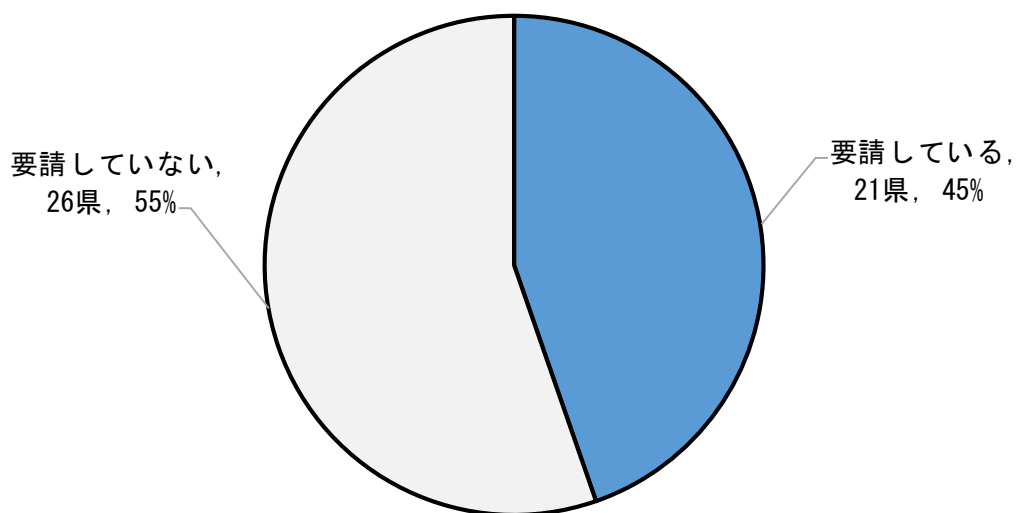


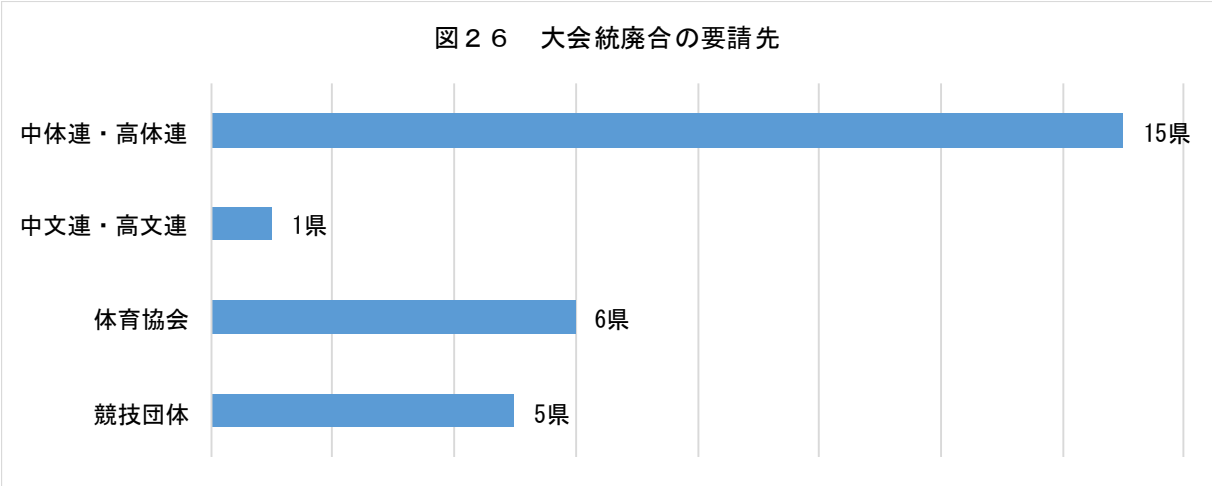
（ 2 ） 大会の統廃合の要請について

大会等の統廃合の要請を行っているのは、2 1 県（ 4 5 % ）である。

統廃合の要請先については、各校種の体育連盟である「中体連・高体連（ 1 5 県）」が最も多く、次いで「体育協会（ 6 県）」、「競技団体（ 5 県）」が挙げられている。また、中体連・高体連、中文連・高文連のいずれにも統廃合の要請を行っている県（ 1 県）もある。

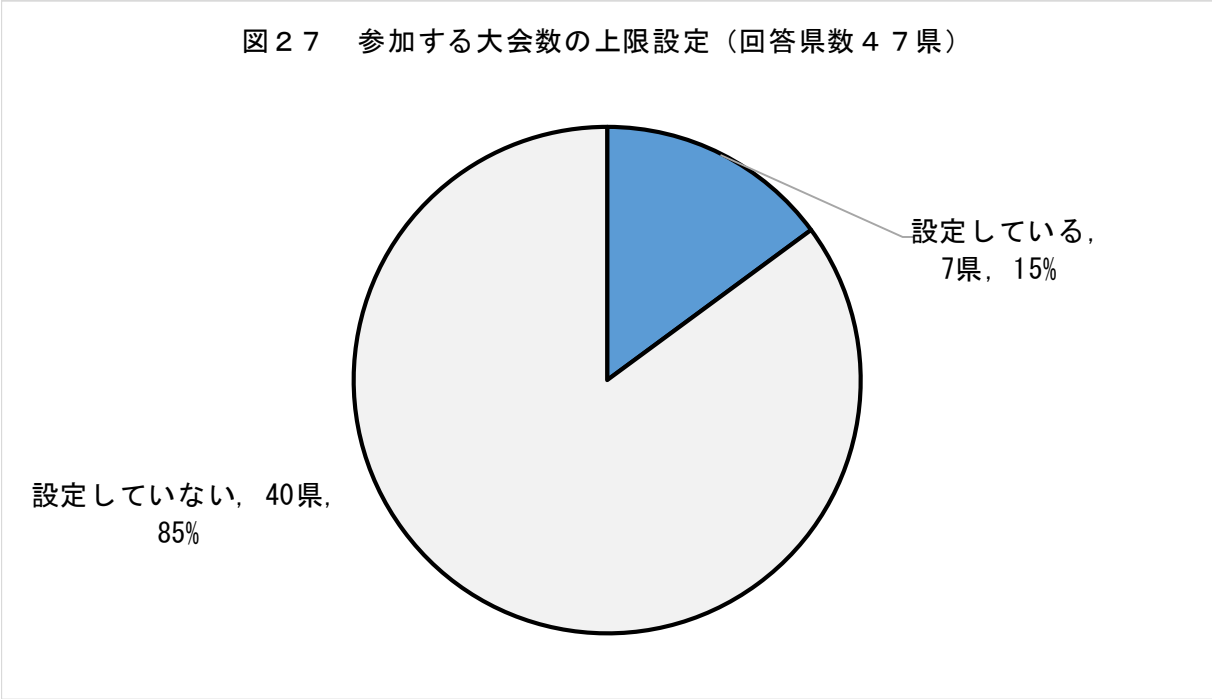
図 2 5 大会等の統廃合の要請について（回答県数 4 7 県）





(3) 参加する大会の上限設定について

参加する大会数の上限を設定している県は、7 県（15 %）にとどまっている。上限や目安の設定については、「参加対象の制限（3 県）」、「参加回数の制限（3 県）」、「参加対象及び参加回数の制限（1 県）」が挙げられている。休養日等の設定とは異なり、学校への働き掛けのみでなく、大会・コンクール等を主催する関係団体等との調整が難しいことが推察される。



大会上限設定の例

○対象の制限（３県）

- ・教員特殊業務手当の支給対象となる対外運動競技一覧に掲げる大会・コンクール等
- ・実績を踏まえ、生徒や保護者、運動部顧問の状況を考慮しながら、参加する大会等を精査する。
- ・各学校の運動部が参加する大会は、学校体育団体の主催若しくは共催する大会とする。それ以外の大会への参加については、スポーツ庁が示した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」の趣旨を踏まえ、生徒の教育上の意義や、生徒や運動部顧問の負担が過度とならないことを考慮して、実態に応じて各学校において定めることとする。

○回数の設定（３県）

- ・一か月に１大会程度とする。
- ・県中体連、県高体連が主催する大会数を上限の目安としている。
- ・県立中学校の県大会規模の参加について年４回程度を目安としている。

○対象および回数の制限（１県）

学校の設置者が定めるように明示している。県立中学校については「中学校体育連盟主催、共催以外の参加大会数を１０回以内」としている。

学校単位で参加する大会等の見直しについての意見

○大会の精選

- ・ 競技・種目等によっては、生徒が参加する大会・コンクール等が多い。
- ・ 特に部活動は、各種大会に向けて取り組んでいることが多く、学校単位で参加する大会等（体育連盟、文化連盟以外が主催する大会）について、更に吟味・検討する必要があるのではないかな。

○大会主催者の協力

- ・ 各競技団体主催の大会数を減らすことが必要となる。
- ・ 競技団体等がガイドラインへの理解を深めるとともに、適切な大会運営が図られるよう取り組んでいかなければならない。各競技団体等では、競技人口を増やしたいという目的もあり、大会等のイベントを重視しているところが見られる。こうした状況から、統廃合に向けた取組には時間を要することが考えられる。

○部活動ガイドラインの遵守を参加資格条件にする

- ・ ガイドラインの遵守を学校体育団体主催の大会参加への条件に加える（練習時間や休養日の取得を参加条件とする）。

4 部活動指導員について

(1) 部活動指導員の任用状況

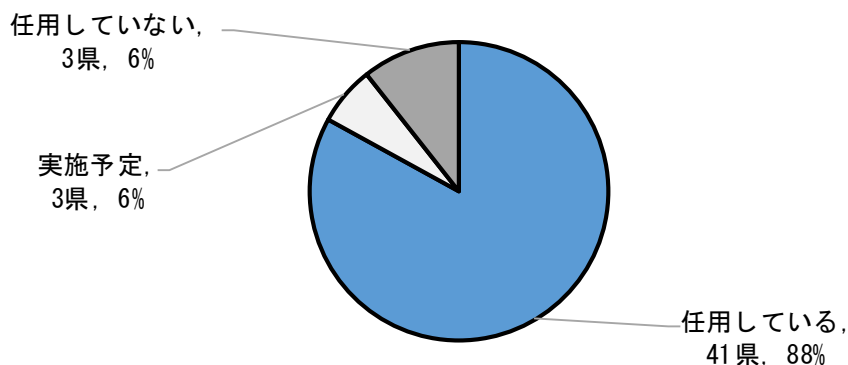
ガイドライン記載

部活動指導員は、学校教育法施行規則第78条の2に基づき、「中学校におけるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動（学校の教育課程として行われるものを除く。）に係る技術的な指導に従事する」学校の職員（義務教育学校後期課程、高等学校、中等教育学校並びに特別支援学校の中学部及び高等部については当該規定を準用）。学校の教育計画に基づき、校長の監督を受け、部活動の実技指導、大会・練習試合等の引率等を行う。校長は、部活動指導員に部活動の顧問を命じることができる。

部活動指導員の任用状況については、平成29年度第3部会研究報告書によると、任用している県が9県、任用を検討している県が38県であったが、今年度は、41県（88%）において任用が進んでいる。また、次年度以降の任用を検討している県が3県あることから、今後9割超の県において任用されていくことになり、各県において部活動指導員の任用が推進されていることが分かる。

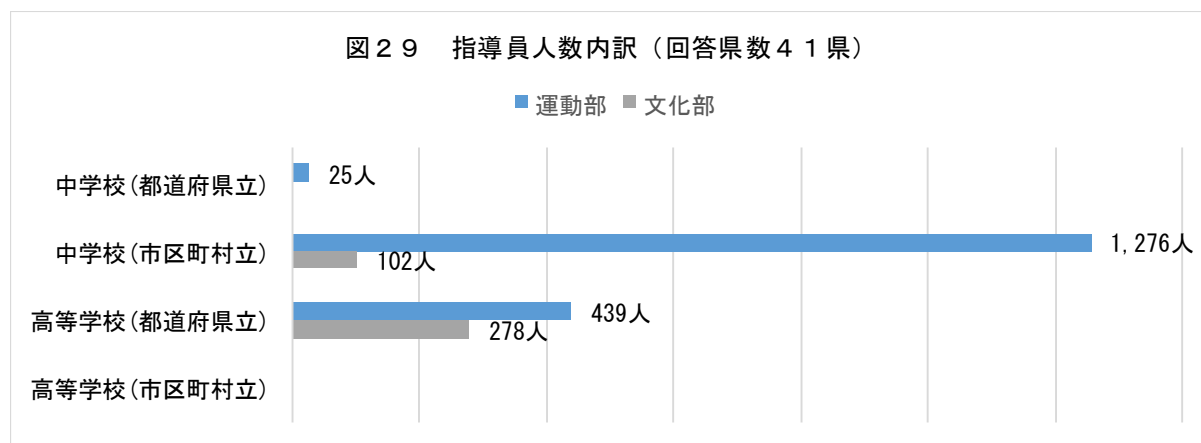
なお、任用していない県の理由として、人材・予算の確保及び体制整備が挙げられている。

図28 部活動指導員の任用状況（回答県数47県）



各県で把握している部活動指導員の人数については、運動部と文化部を比較すると、運動部において任用されている人数が文化部を大きく上回っている。

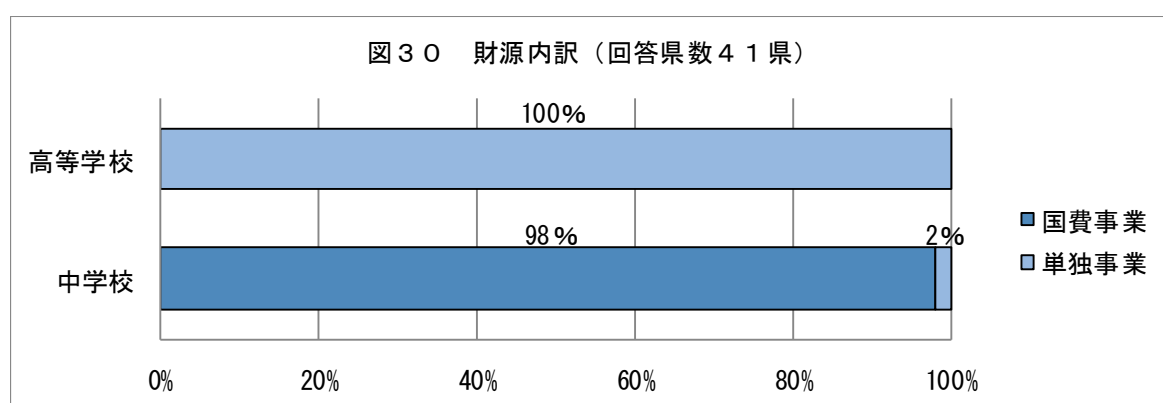
また、文化部において部活動指導員の任用を行っている県は、41県中17県と約4割となっており、運動部のみならず、文化部においても部活動指導員の任用が広がっていることが分かる。



※ 市町村立学校での配置先の別（運動部又は文化部）を把握していない県の人数は、計上していない。

ア 部活動指導員任用の財源について

財源の内訳については、中学校では、国費事業での任用が98%となっている。一方、高等学校においては、部活動指導員の配置が全て県単独事業での任用となっている。



イ 任用している部活動指導員の主な職業について

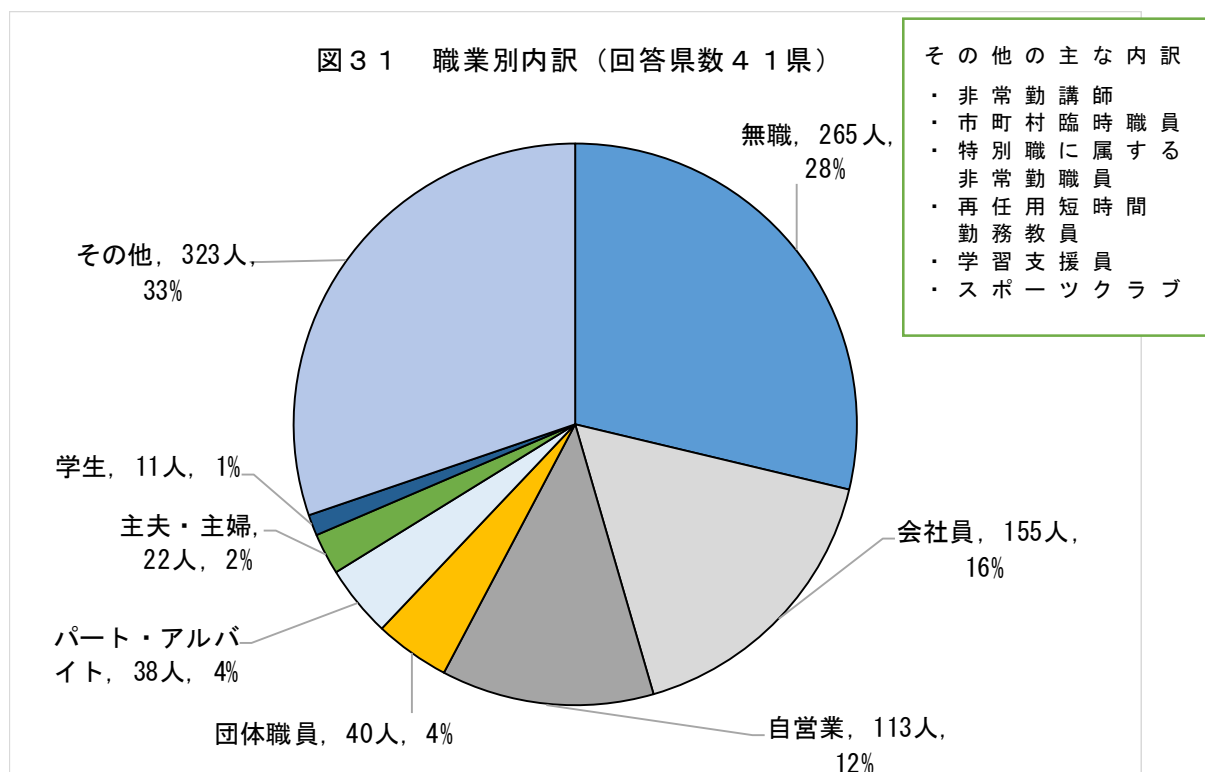
任用されている部活動指導員の職業別把握人数（967人）のうち、最も多いのは、「無職」である。

また、会社勤めと部活動指導員の両立は時間的に難しいものと推察されることから、会社員等の割合は低いことが予想されたが、会社員、自営業、団体職員を合わせて全体の3割を占めており、パート・アルバイト、主夫・主婦、学生を大きく上回る状況となっている。

その他の内訳の中には、再任用短時間勤務教員や退職教員など教員経験者も見られた。教員経験者の人数は349人であり、全体の4割弱が教員経験者という状況である。

平成29年度第3部会研究報告書において、部活動指導員任用の課題として、「学校教育に理解があり、引率指導も含めて部活動指導を任せられる適任者の確保」が挙げられていることから、任用に当たって学校教育に理解のある人材を採用したことが推察される。

また、こうした人材を確保するため、例えば、退職教員であれば退職者説明会といった場面において、部活動指導員任用の説明やパンフレットを配布する等効果的な情報提供を行うことも、部活動指導員の任用を推進するために必要な取組であると考えられる。

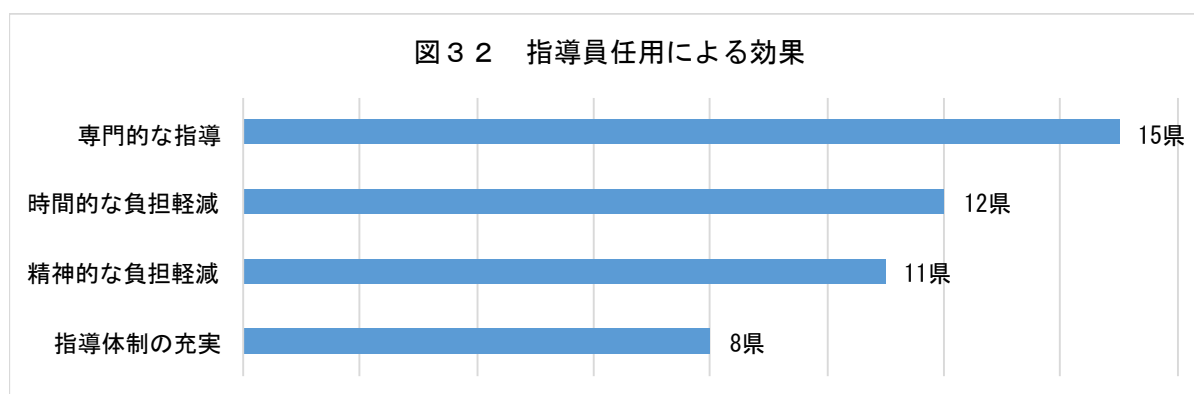


（２）部活動指導員任用による効果及び課題

ア 部活動指導員任用による効果

指導員任用による効果については、「専門的な指導」、「時間的な負担軽減」、「精神的な負担軽減」、「指導体制の充実」が挙げられている。

部活動指導員によって「専門的な指導」が行われることで、生徒の技能向上や意欲向上といった効果が見られた。また、教員が部活動に充てていた時間を他の校務に活用することで「時間的な負担軽減」が図られるほか、土日・祝日や大会引率を部活動指導員に任せる体制を整えた結果、教員の休養日の取得につながり、多忙化解消への効果も見られ、「精神的な負担軽減」が図られることが期待される。加えて、部活動指導員と担当教員の複数顧問による「指導体制の充実」や、未経験の部活動の顧問を担当する教員の「精神的な負担の軽減」にもつながっていると考えられる。



部活動指導員任用による負担軽減効果の事例

5 県において、部活動指導員任用による具体的な削減効果が把握されているが、今後、同様に削減効果を客観的に測定する県が増加していくものと推察される。

○ 業務負担減

アンケート調査の結果、顧問の 87.4 %、教員の 45.7 % が業務負担軽減を実感している。

○勤務時間数の変化（減少した事例）

- ・ 1 週間平均・・・2 時間 4 3 分 減
- ・ 月 平均・・・2 5 時間 減、2 4 . 6 時間 減
- ・ 年 間 平均・・・1 2 5 時間 減

○時間削減に効果のあった部活動指導員の配置方法

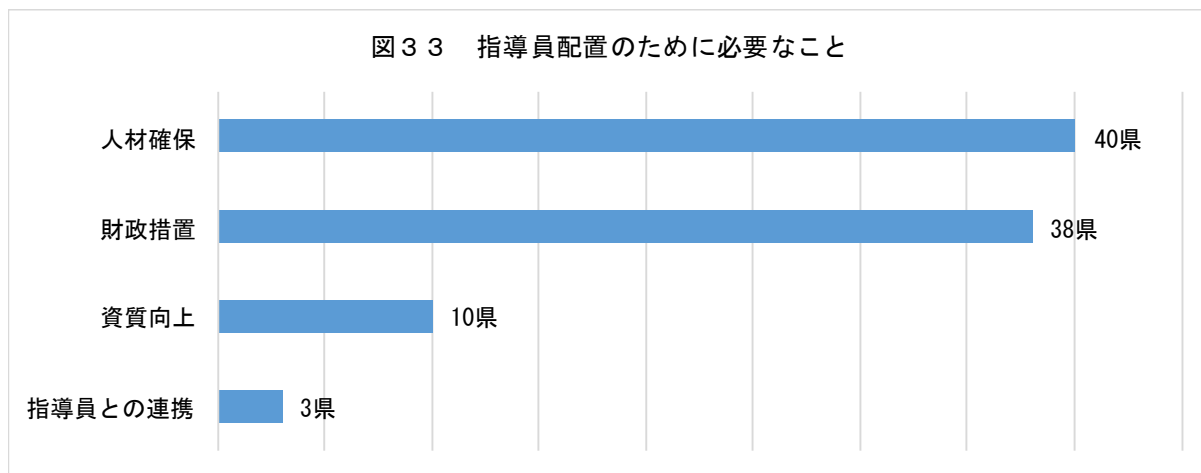
- ・ 顧問の代わりに部活動指導員が指導し、顧問はその時間を他の業務に充てる。
- ・ 週休日の指導を交代で行うことで、顧問の休養日に充てる。

イ 部活動指導員を配置するために必要なこと

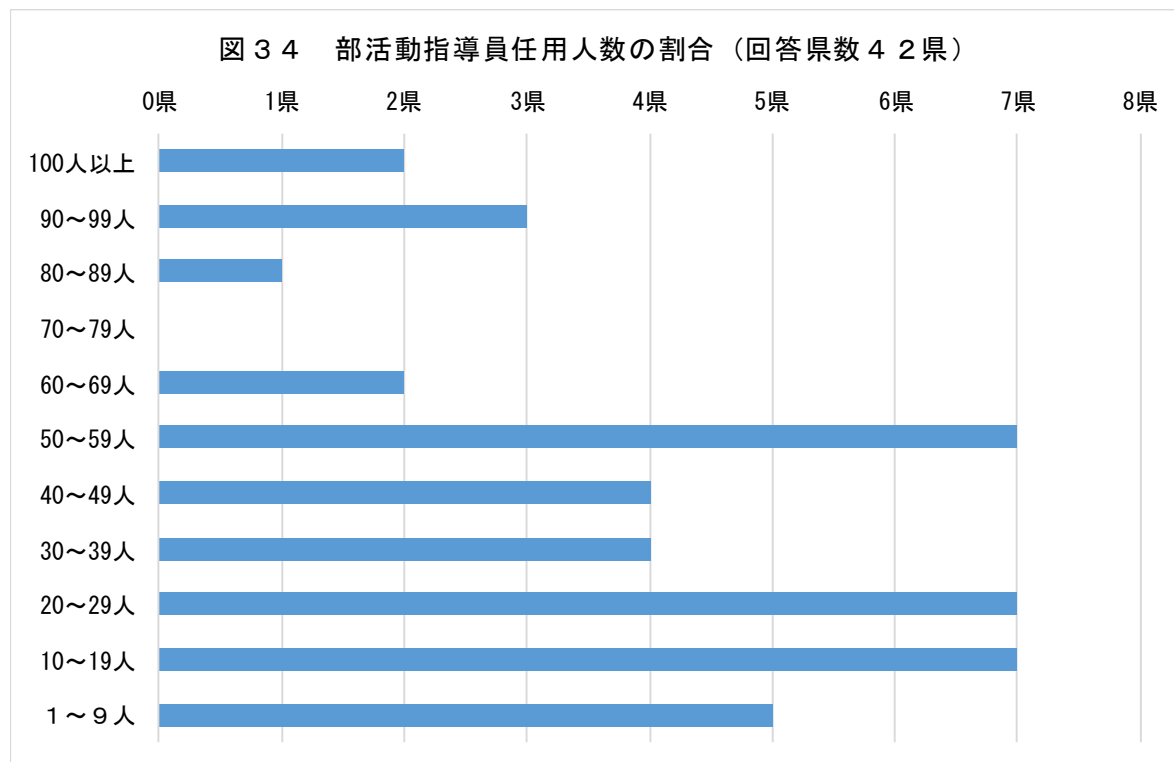
部活動指導員を配置するために必要なこととして、「人材確保（40 県）」や国による「財政措置（38 県）」を求める回答が多数を占めている。

人材確保が最も多かったということは、仮に国に財政措置を要望し新たな財源を確保できたとしても、人材不足のために、部活動指導員が配置されない事態が想定され、地域間で教育（生徒が受ける指導や教育的効果）に格差が生じることが危惧される。

図 3 3 指導員配置のために必要なこと



各県において把握している任用人数については、任用人数50人以上が15県（36％）、50人未満が27県（64％）である。50人～59人、20～29人、10人～19人の任用が各7県ずつと最も多い。



部活動指導員の人材確保の工夫事例

A県における人材確保の工夫

- ・事業化に向けて早い段階から市町村に準備を促した。
- ・スポーツ指導者登録バンクに部活動指導員の登録を加え、県内の人材（スポーツ指導者、非常勤職員、学校支援員等）に登録を勧めている。

※A県では、外部指導者の協力により部活動指導を行っている背景もあり、外部指導者が学校からの推薦を受けて任用されることも多い。

B県における人材確保の工夫

- ・部活動指導員の適性を挙げ、各学校において判断しやすいようにしている。
- ・関係団体に情報提供して地域の人材を紹介してもらうなど、県として協力できる形で支援している。

C県における人材確保の工夫

- ・準部活動指導員制度（県単独事業）※高等学校のみ
地域のスポーツ人材等に対し、学校現場での指導経験や各種研修会への参加により、段階的な資質の向上を図ることで次の部活動指導員（準部活動指導員）を養成する。
 - ・県教委主催の各種研修会などの場で、部活動に係る外部指導者への参加を促し、その中で部活動指導員制度の紹介等を行っている
- ※C県では1ヶ月当たりの時間外業務時間が100時間以上の教員が複数いる学校に配置するといった配置の工夫も行っている。

ウ 部活動指導員任用の課題

最も多く挙げられた課題は、生徒指導対応などの役割の範囲である。その中で多かった課題は、生徒引率に関わることであり、具体的には、「教員と異なる給与・サービス体制の中での宿泊を伴う引率」や、「単独引率・単独指導を行える人材の確保」、その際の「アクシデントへの対応」についての課題が挙げられている。

部活動指導員任用の課題（例）

○ 指導員の役割の範囲

部活動指導員を任用したにもかかわらず、担当教員が「自分も参加しなければ」という意識から部活動指導員と一緒に指導を行うことで、教員の業務削減になっていない例も挙がっており、部活動指導員を導入する目的の理解を図り、導入を行う必要がある。

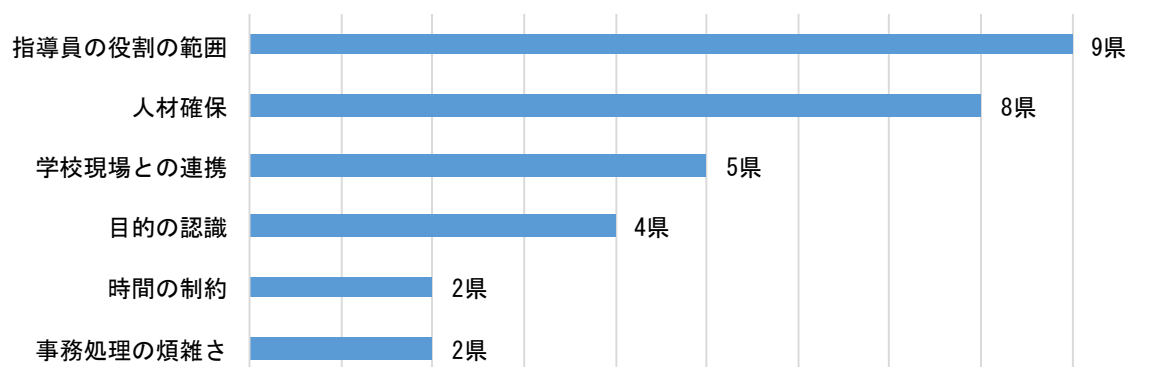
部活動指導員に指導を任せるとしても、どこまでの役割や責任を負わせるかといった範囲に係る基準があれば、各校において部活動指導員の活用がより一層進むものと思われる。

○ 学校現場との連携

担当教員と部活動指導員の指導方法等の違いから生徒に戸惑いが生じた例や、部活動指導員と生徒との人間関係の構築に困難を来した例がある。

部活動指導員を任用する目的・方法を学校に対して事前に説明することで、効果的に活用されたという声も挙がっており、学校現場に対しては、部活動指導員を任用する目的について周知を図り、部活動指導員に対しては、事前研修において学校との連携について理解を求める等、学校と部活動指導員のギャップを埋める方策が必要となる。

図35 部活動指導員任用の課題



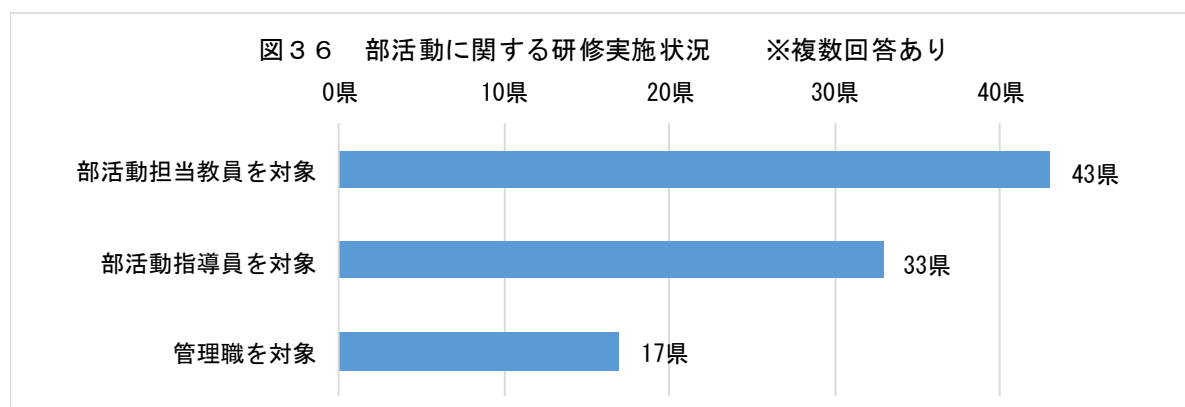
5 研修について

(1) 研修会の開催状況について（部活動指導員、部活動担当教員、管理職）

ガイドライン記載

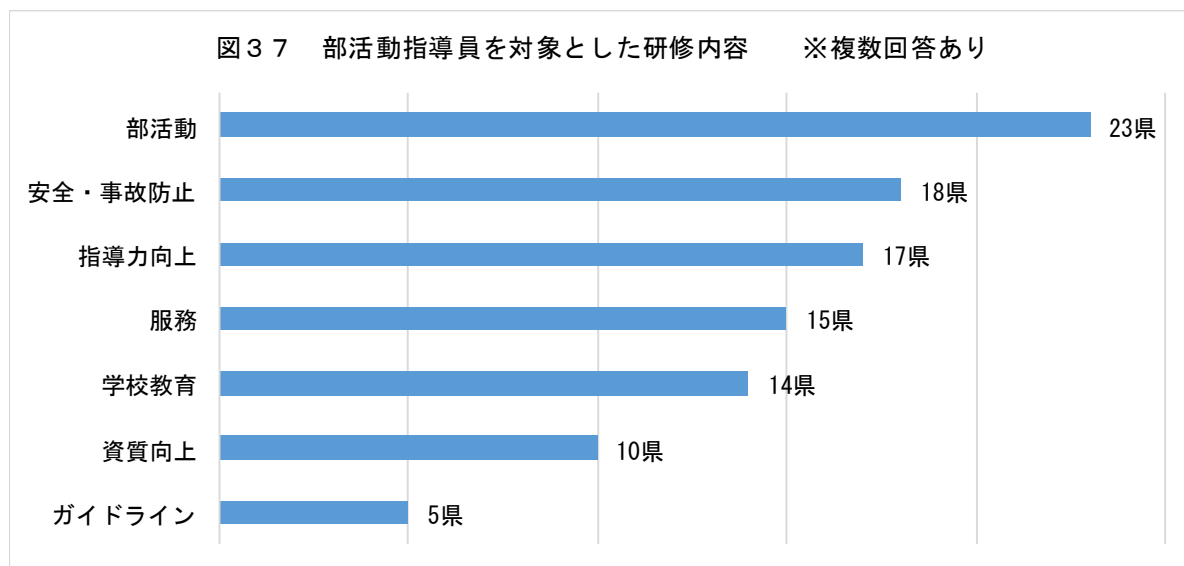
都道府県及び学校の設置者は、運動部顧問を対象とするスポーツ指導に係る知識及び実技の質の向上並びに学校の管理職を対象とする運動部活動の適切な運営に係る実効性の確保を図るための研修等の取組を行う。

部活動に関する研修会の実施状況については、対象者によって差があり、部活動担当教員を対象とした研修は43県（91％）、部活動指導員を対象とした研修は33県（70％）でそれぞれ実施されているのに対して、管理職を対象とした研修は17県（36％）と少ない状況にある。



ア 部活動指導員を対象とした研修（33県で実施）

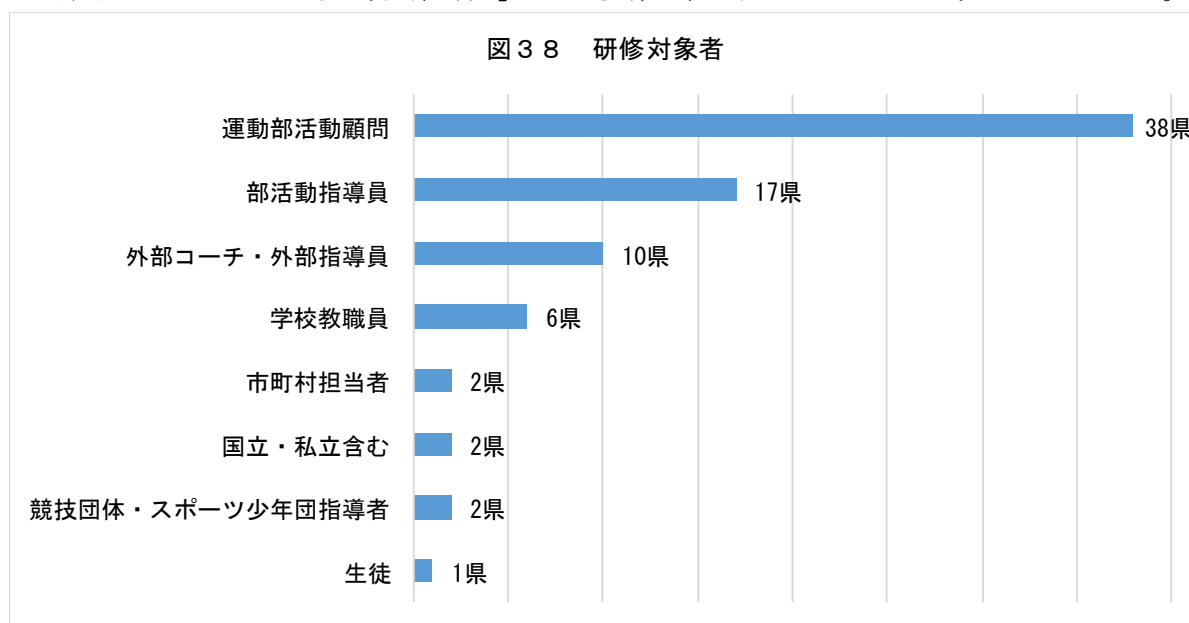
部活動指導員を対象とした研修で最も多かったのは、部活動の在り方や概要に関する「部活動（23県）」そのものである。次いで「安全・事故防止（18県）」や「指導力向上（17県）」に関する研修が多く、部活動という学校教育に携わる立場として、部活動指導員の十分な理解が求められているものと推察される。



イ 担当教員（顧問）を対象とした研修（43県で実施）

「運動部活動顧問」を対象として研修を行っている県が38県と多い状況にあり、「学校教職員」や「部活動指導員」といった学校関係者を広く対象としている県も見られる。

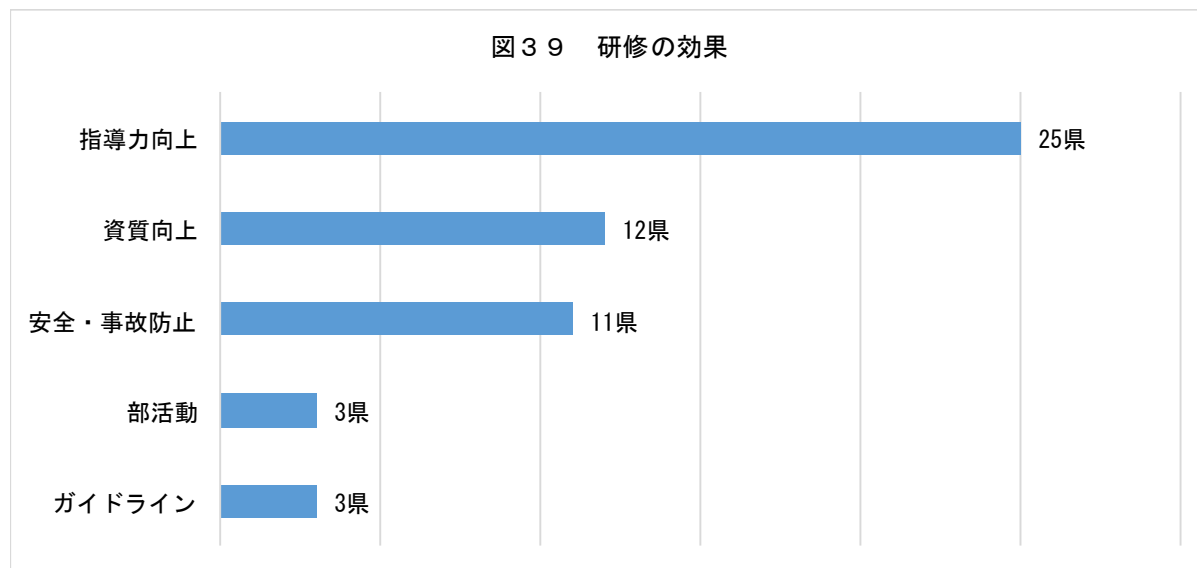
また、「外部コーチ・外部指導員」や「競技団体・スポーツ少年団指導者」といった外部の指導者を対象としている県も見られ、地域でスポーツ指導ができる人材の掘り起こしや指導力向上が期待できるとともに、部活動指導員を配置する際の課題である「人材確保」にも効果的であると考えられる。



研修内容については、スポーツ医・科学やスポーツ心理に基づく「指導力向上（３６県）」や、部活動の在り方や概要に関する「部活動（２４県）」、「安全・事故防止（２０県）」の内容が多くを占めている。

研修の効果としては、「指導力向上（２５県）」が最も多く、次いで「資質向上（１２県）」、「安全・事故防止（１１県）」が挙げられており、各分野の専門性を有する講師等による座学・実技研修を実施することで、担当教員（顧問）の指導力向上につながっているものと考えられる。

また、研修内容の工夫事例として、経験の浅い担当教員（顧問）を対象にした研修を実施している県（２県）が見られる。



研修を実施する際の課題

○ 日程調整

担当教員（顧問）が公務と重なり出席できない、また、外部の指導員から平日開催であると参加しにくいなど、日程調整に苦慮している事案が挙げられている。

○ 研修内容

各種目に特化した実技研修を開講した場合、その種目についての専門的な指導力向上が期待できる一方で、受講者が限られて多くの参加を望めなくなるなど、研修テーマによって受講者数が増減することが挙げられている。

なお、種目を限定した研修を開催する場合、参加者の指導力のレベルに幅があるため、研修内容を絞りにくいといった現状も見られることから、内容の幅広い研修を実施するのか、焦点化した研修を実施するのか、多岐にわたる参加者のニーズに応じたテーマ設定が困難という課題が見られる。

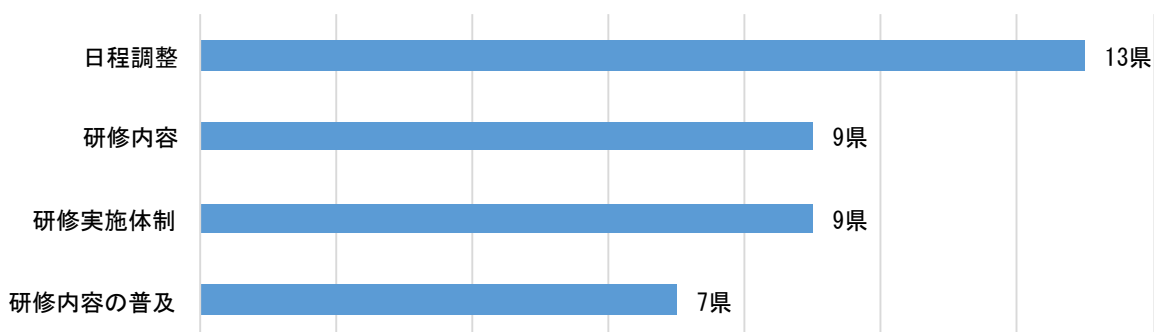
○ 研修実施体制

予算確保や講師、会場の手配といった運営に関する課題のほか、競技によっては、特別な施設・用具を必要とするため研修の実施が困難という事例も見られる。

○ 研修内容の普及

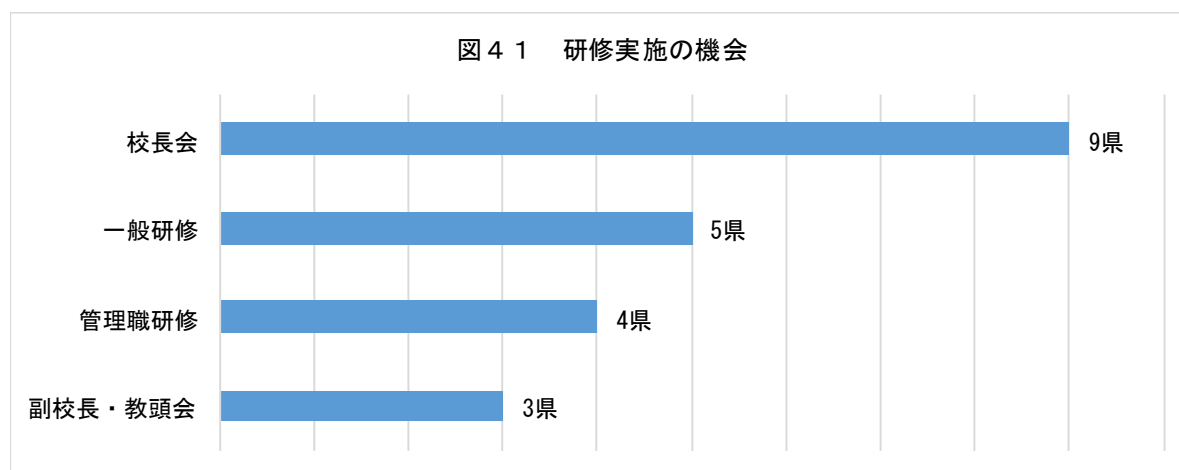
校種によっては希望研修となっているため、県全体への周知が十分とは言えない状況や、悉皆としているが各学校1名のみ参加のため、学校内での普及に課題があるという状況が挙げられている。

図40 課題に感じること

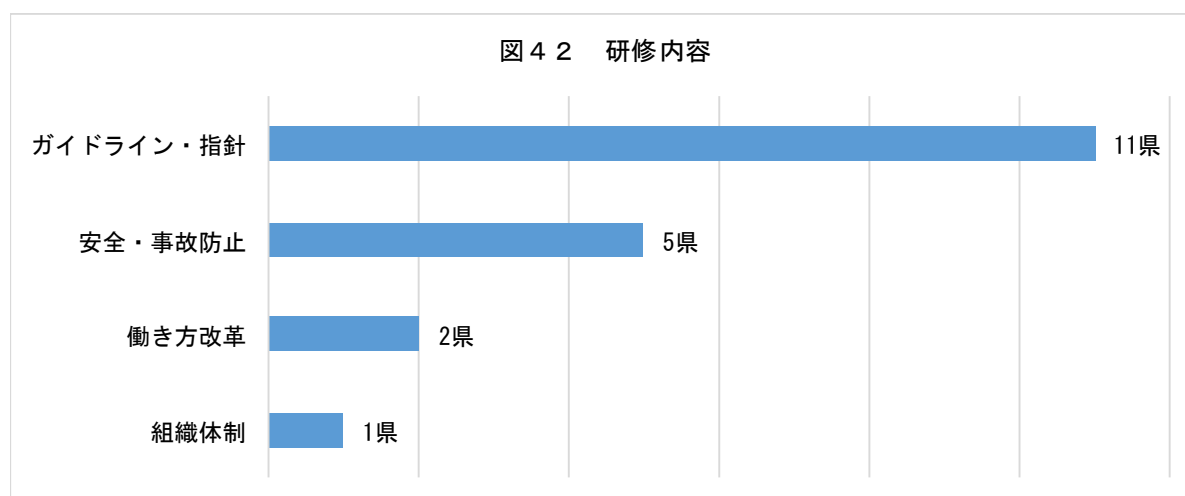


ウ 管理職を対象とした研修（１７県で実施）

管理職を対象とした研修については、１７県（３６％）で実施されており、決して多いとは言えない状況である。研修実施の機会は、各県における「校長会（９県）」において研修を行ったという回答が最も多く、他には、「一般研修（５県）」、「管理職研修（４県）」、「副校長会・教頭会（３県）」の場で行っている県も見られる。



管理職を対象にした研修内容では、「ガイドライン・指針（１１県）」を取り扱う県が多く見られ、次いで「安全・事故防止（５県）」が挙げられている。また、少数ではあるが、多忙化解消に向けた「働き方改革（２県）」や、学校全体として部活動を運営するための「組織体制（１県）」を取り扱う県も見られる。



(2) 部活動指導手引の普及・活用状況

ガイドライン記載

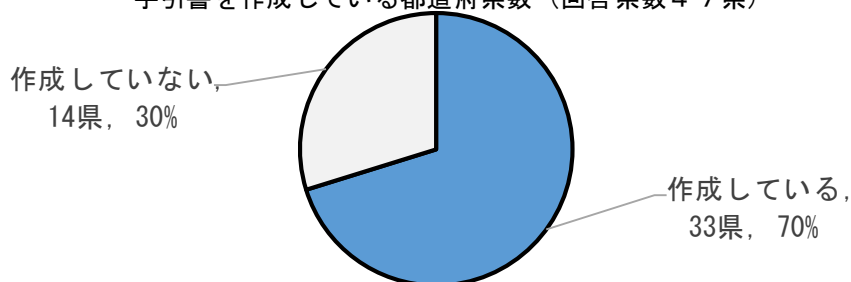
運動部活動用指導手引の普及・活用

- ア 中央競技団体は、競技の普及の役割に鑑み、運動部活動における合理的でかつ効率的・効果的な活動のための指導手引（競技レベルに応じた１日２時間程度の練習メニュー例と週間、月間、年間での活動スケジュールや、効果的な練習方法、指導上の留意点、安全面の注意事項等から構成、運動部顧問や生徒の活用の利便性に留意した分かりやすいもの）を作成する。
- イ 中央競技団体は、上記アの指導手引をホームページに掲載・公開するとともに、公益財団法人日本中学校体育連盟や都道府県等と連携して、全国の学校における活用を依頼し、普及を図る。
- ウ 運動部顧問は、上記アの指導手引を活用して、２（１）に基づく指導を行う。 ※２（１）はガイドライン参照

ガイドラインにおいては、中央競技団体による運動部活動用指導手引の普及・活用について言及しているが、調査時点で、公益財団法人日本サッカー協会と公益財団法人全日本柔道連盟の２団体のみ作成しており、他は未整備である。

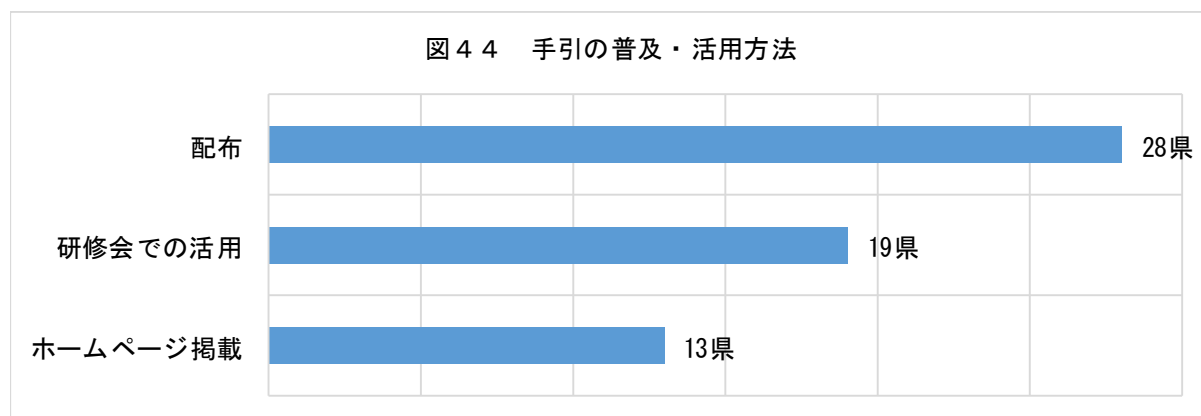
一方、各県においては、３３県（７０％）で独自の部活動指導手引が作成され、合理的かつ効率的・効果的な活動に向けて、指導の充実が図られるよう活用されている。

図４３ 部活動における合理的でかつ効率的・効果的な活動のための手引書を作成している都道府県数（回答県数４７県）

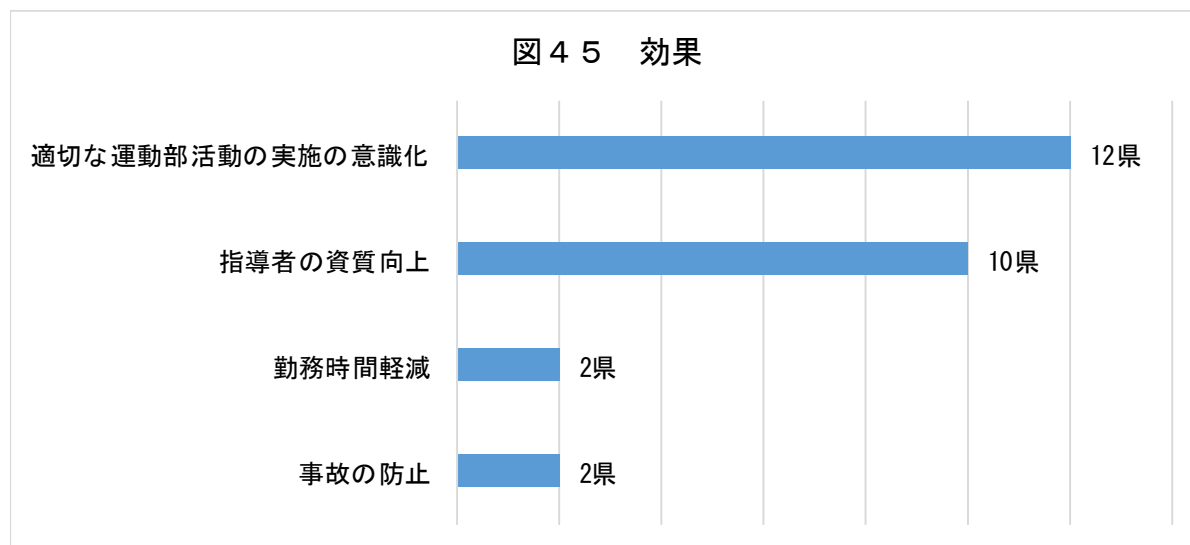


手引の内容については、学校における「部活動の意義」や、部活動の運営に係る「活動計画の作成」「事故防止・安全管理」「体罰防止」などが見られる。また、「実践事例」の掲載や、競技種目ごとの「練習内容・方法」をまとめている県もある。

作成した手引の普及・活用方法については、各校への「配布（２８県）」、「研修会での活用（１９県）」、「ホームページへの掲載（１３県）」が行われている。



手引の活用による効果については、「適切な運動部活動の実施の意識化（１２県）」や「指導者の資質向上（１０県）」が図られたことが挙げられており、中には、効率的な練習方法を実践できたことにより、土・日曜日の部活動指導が減少するなど、「勤務時間軽減」の効果を挙げた県（２県）もある。



6 生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備

ガイドライン記載

(1) 生徒のニーズを踏まえた運動部の設置

ア 校長は、生徒の1週間の総運動時間が男女ともに二極化の状況にあり、特に、中学生女子の約2割が60分未満であること、また、生徒の運動・スポーツに関するニーズは、競技力の向上以外にも、友達と楽しめる、適度な頻度で行える等多様である中で、現在の運動部活動が、女子や障害のある生徒等も含めて生徒の潜在的なスポーツニーズに必ずしも応えられていないことを踏まえ、生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる運動部を設置する。

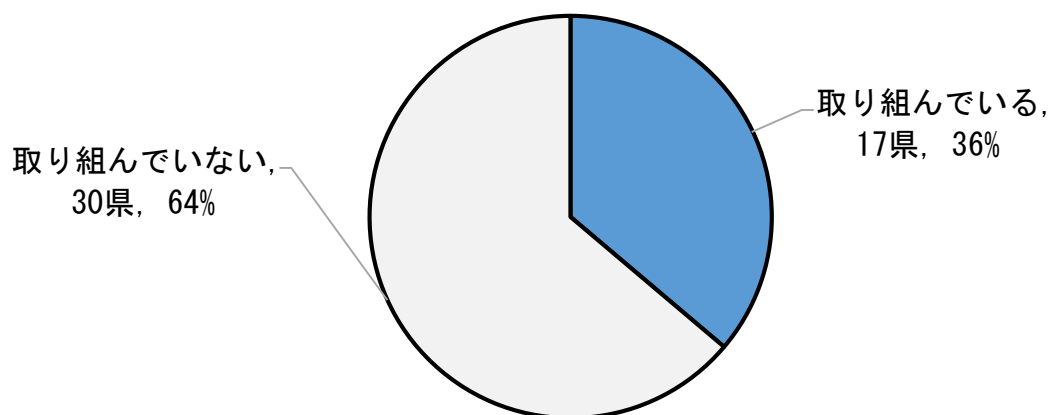
具体的な例としては、より多くの生徒の運動機会の創出が図られるよう、季節ごとに異なるスポーツを行う活動、競技志向でなくレクリエーション志向で行う活動、体力づくりを目的とした活動等、生徒が楽しく体を動かす習慣の形成に向けた動機付けとなるものが考えられる。

イ 地方公共団体は、少子化に伴い、単一の学校では特定の競技の運動部を設けることができない場合には、生徒のスポーツ活動の機会が損なわれることがないように、複数校の生徒が拠点校の運動部活動に参加する等、合同部活動等の取組を推進する。

(1) 生徒のニーズを踏まえた運動部の設置について

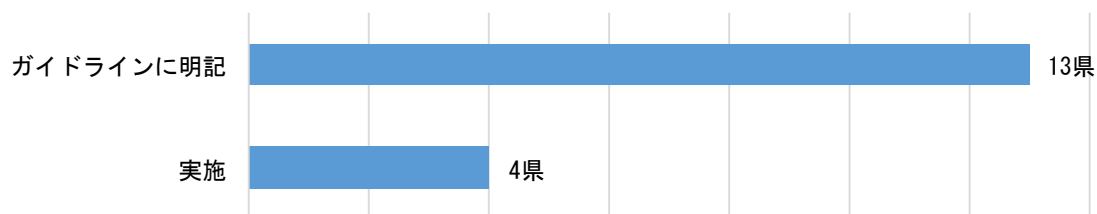
生徒のニーズを踏まえた運動部の設置については、取り組んでいると回答した県は17県(36%)である。

図４６ 競技力向上以外を目的とした運動部の設置
に向けた取組（回答県数４７県）



具体的な取組内容としては、１７県のうち１３県が、生徒のニーズを踏まえた運動部の設置をガイドラインに明記することにとどまり、実際に活動を実施していると回答があったのは４県である。

図４７ 生徒のニーズを踏まえた運動部の具体的な方法



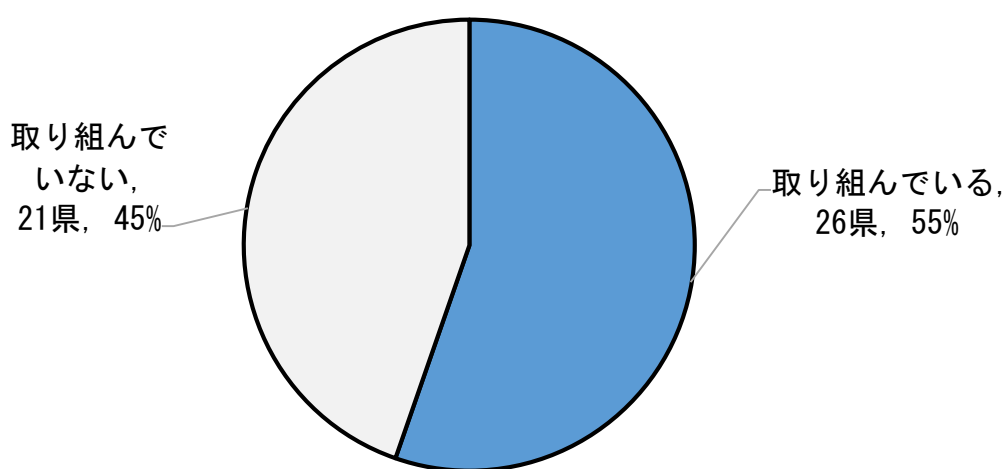
実施活動…ヨガ、ダブルダッチ、ピラティス、ゴルフ、ダンス、フィットネス

ガイドラインに記載されているように、生徒の１週間の総運動時間が二極化している現状を考えれば、気軽に運動に取り組むことができる環境の広がり、多くの生徒の運動機会の創出につながっていくと考えられる。

（２）合同部活動の推進について

自校の部員が不足しているために、複数校の生徒が拠点校の活動に参加する合同部活動の推進については、取り組んでいる県が２６県（５５％）となっている。取組の内容は、各県によって差はあるが、合同練習のみでなく、合同チームとして、中体連・高体連・高野連の大会に参加可能な県が１６県（３４％）である。

図４８ 複数校の生徒が拠点校の運動部活動に参加する
合同部活動の取組（回答県数４７県）



生徒のニーズを踏まえた部活動の実践事例

【長野県】合同部活動・「ゆるスポ」活動支援事業

別紙

合同部活動・「ゆるスポ」活動支援事業について【概要】

スポーツ課

1 事業目的

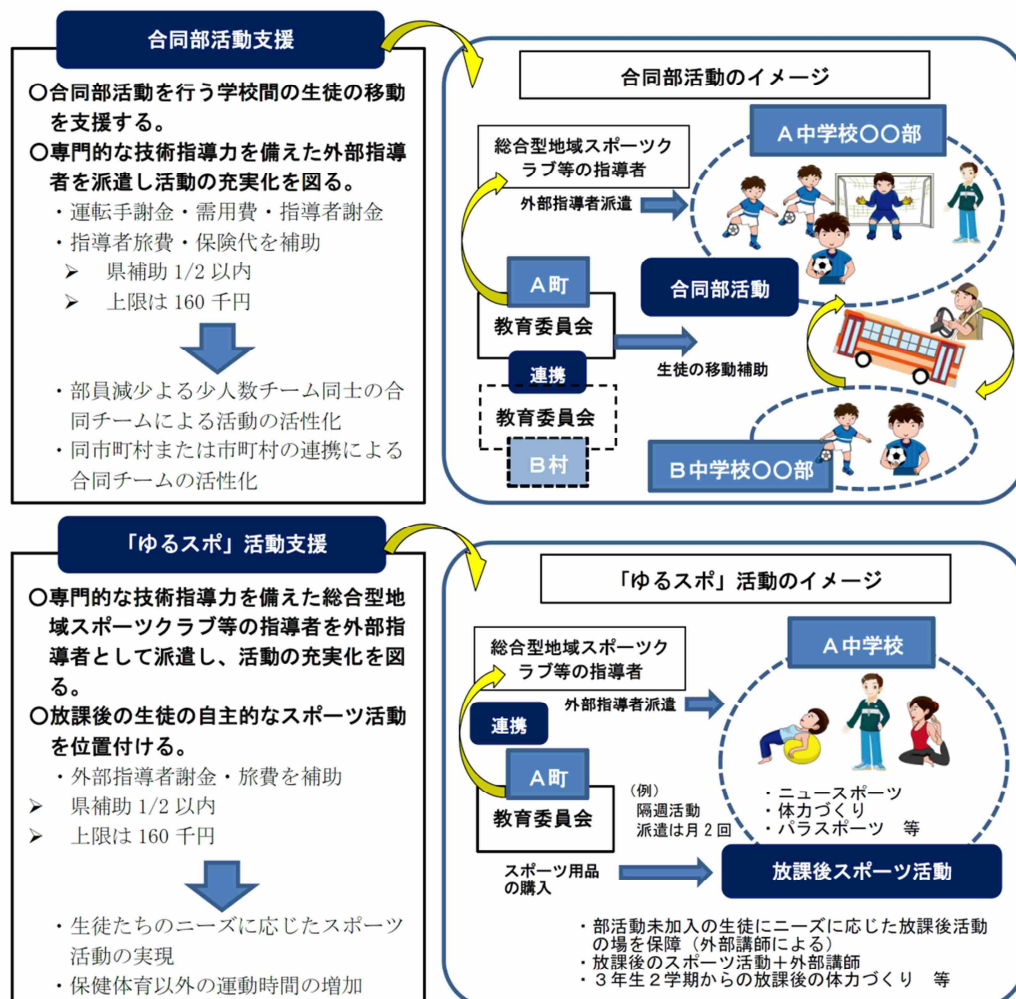
合同部活動の継続的な活動や、生徒のニーズに沿ったスポーツ活動により、生徒の活動の場を保障することを旨としたスポーツ環境の整備を推進する。

2 事業内容

施策の方向性

- 市町村または市町村間における複数学校の連携により、地域の実情に応じた運動機会を保障する取組
- 運動量の少ない子どもたちを中心に運動の機会を保障する取組

総合型地域スポーツクラブ等との連携・支援により、生徒のニーズに合った活動と運動機会の創出を図る



3 平成 30 年度予算額 960 千円

合同部活動・「ゆるスポ」活動支援事業実施要領

1 事業の目的

総合型地域スポーツクラブ等との連携により、市町村(学校組合)(以下「市町村等」という。)が設置する中学校において、継続的な合同部活動や生徒のニーズに沿った活動の場を保障することを目指したスポーツ環境の整備を行う市町村等又は総合型地域スポーツクラブと連携した市町村等の取組に対して補助する。

2 事業の内容

- (1) 事業の企画・立案に当たっては、合同部活動については特に平日の合同部活動において、学校間、市町村間のニーズに合わせた連携の方向性を必ず盛り込むこと。なお、市町村間で連携する場合は、代表市町村が申請すること。また、「ゆるスポ」活動については、運動部に加入していない子どもたちや部活動を退いた3年生、文化、等に関する部活動に所属する子どもたちなどへの働きかけの取組を必ず盛り込むこと。

《取組の例》

①合同部活動

- ・同市町村内の複数学校の連携により人数の少ない同種目の活動の活性化を図る取組
- ・市町村間の連携による複数の学校での人数の少ない同種目の活動の活性化を図る取組

②「ゆるスポ」活動

- ・中学校における生徒相互の交流や手軽な運動(ダンス・体力づくり等)にふれることを目的とした放課後のスポーツ活動において、定期的に指導者を派遣する取組
- ・中学校における放課後の総合的なスポーツ活動(競技性や大会出場を求めない様々な種目)において、定期的に指導者を派遣する取組

- (2) 事業の実施に当たっては、市町村等教育委員会又は、総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団等の地域のスポーツクラブが、市町村等が設置する中学校と連携・協働すること。
- (3) 事業は、原則として部活動又は課外活動を対象とし、学校の教育活動に基づく活動の中で行うものとする。合同部活動を行おうとする学校において、どちらかの学校に部活動の設置がない場合は、必ず学校間で委任指導の手続きを行い、学校の教育活動の一環として行うこと(日本スポーツ振興センターの災害給付の対象となるよう留意する。)
- (4) 事業の実施に当たっては、民間企業、実行委員会等他の団体へ事業の企画立案・運営等の全てを委託することはできない。また、再委託は認めない。
- (5) 本事業を活用する場合、合同部活動又は「ゆるスポ」活動どちらか一方の実施とする。

3 補助要件等

- (1) 参加生徒に対し、その事業の前後においてアンケート調査を実施し、事業の成果等を把握すること。
- (2) 本事業の趣旨を踏まえ、必要に応じて地域のスポーツ指導者を派遣することとする。また、学校職員の負担増とならないよう配慮すること。
- (3) 本補助事業は、初年度の事業のみを対象とするが、補助が終了した次年度以降も継続して事業を行うなど、生徒のスポーツ環境整備の見通しがあること。
- (4) 事業の実施に当たっては、「長野県中学生期のスポーツ活動指針」を遵守すること。
- (5) 事業の実施は、原則、平日の活動とすること。

4 事業計画書の記載内容

- (1) 「1 事業の目的」欄について

本事業で目指すべき目標を市町村等や学校の状況、特徴等を踏まえた上で可能な限り数値

を用いて記載すること。

なお、次の事項は必ず設定し、成果を把握するものとする。

- ・合同部活動又は「ゆるスポ」活動を通じて「運動の楽しさが深まった」と回答した生徒の割合の向上
- ・合同部活動・「ゆるスポ」活動を通じて「運動を続けていこうと考えるようになった」と回答した参加者の割合の向上
- ・活動の回数と予定参加人数

《成果目標の例》

- ・合同部活での継続的な活動によるチーム意識の高まり
- ・運動部等に入っていない生徒数と「ゆるスポ」活動参加者の目標人数
- ・生徒の体力・運動能力の向上及び運動時間の増加（具体的数値）
- ・運動・スポーツの習慣化（週1回以上のスポーツ実施率の向上など、具体的数値）

(2) 「2 事業内容」欄について

- ・取組内容が複数ある場合は、全ての取組内容について記載すること。
- ・生徒のニーズに即した具体的活動内容及び生徒の輸送、購入物品の有無。
- ・合同部活動を実施するに当たり、学校間の連携及び、円滑な活動の運営のために外部指導者^{※1}を必要とする場合、その理由を具体的に記載すること。

5 補助対象経費

事業の実施に直接必要となる経費のみを計上すること。

なお、今後、交付申請書・完了報告書の提出に当たっては、経費（単価等）の根拠となる資料（内訳が分かる見積書・請求書等の書類）を添付すること。

合同部活動	「ゆるスポ」活動
(1) 運転手謝金 合同部活動における生徒輸送に係るマイクロバス等の運転手への謝金を補助対象とする。	(1) 諸謝金 本事業において、運動・スポーツを実施するに当たり、外部指導者に対して支払う謝金を補助対象とする。単価等については市町村の支給規程等により、妥当な単価を設定すること。
(2) 諸謝金 本事業において、合同部活動を実施するに当たり、学校間の連携及び、円滑な合同部活動の運営のために外部指導者 ^{※1} を必要とする場合、その指導者に対して支払う謝金を補助対象とする。単価等については市町村の支給規程等により、妥当な単価を設定すること。	(2) 旅費 外部指導者 ^{※1} への旅費を補助対象とする。原則として、市町村の旅費規程等により算出すること。
(3) 旅費 外部指導者への旅費を補助対象とする。原則として、市町村の旅費規程等により算出すること。	(3) 需用費 活動の新設に係るスポーツ用品等の消耗品の購入費を補助対象とする。
(4) 需用費 マイクロバス等燃料費を補助対象とする。原則として、市町村の旅費規程等により算出すること。	(4) 役務費 指導者の保険代を補助対象とする。原則として、市町村の規程等により算出すること。
(5) 役務費 指導者の保険代を補助対象とする。原則として、市町村の規程等により算出すること。	

※1 外部指導者とは、市町村等と雇用関係のない指導者、市町村等の依頼により、派遣される。
(例 学校教育法施行規則第78条の2に基づく部活動指導員は、市町村の任用する非常勤職員)

生徒のニーズを踏まえた部活動の実践事例

【神奈川県】新タイプ部活動支援事業

新タイプ部活動支援事業実施要綱

1 趣旨

この要綱は、生徒のニーズを捉えた新しいタイプの部を設置し、多くの生徒が参加することができる運動部活動を実践する「新タイプ部活動支援事業」の実施について、必要な事項を定めるものとする。

2 実践校の指定

新タイプ部活動支援事業の実践校は、県立高等学校（全日制）及び県立中等教育学校（後期課程）より募集し、保健体育課長が決定する。また、実践校には、指定書を交付する。

3 指定期間

2年間

4 実践校数

4校

5 実践内容

- (1) 実践校は、本事業の趣旨に沿った部の設置と運営がなされるよう、保健体育課の指導及び助言のもとに取り組むものとする。
- (2) 実践校は、スポーツクラブのインストラクター等専門的指導者を活用することができるものとする。

6 経費

保健体育課長は、予算の範囲内で事業実施に必要な経費を負担する。

7 計画書及び報告書の提出

実践校は、実践計画書（第1号様式）及び実践報告書（第2号様式）を指定された期日までに、保健体育課長あて提出する。

8 その他

- (1) 実践校の活動内容に成果が認められない場合及び適切さを欠く指導等の実態がある場合には、保健体育課長は、途中で実践校の指定を解除することができる。
- (2) この要綱に定めるもののほか、実践校の取組み内容や運営に関して必要な事項は、別途保健体育課長が定める。

附則

この要綱は、平成27年1月23日から実施する。

新タイプ部活動支援事業の実施にあたって

新タイプ部活動支援事業の実施にあたり、次の内容に留意し、計画的な運営をお願いします。また、専門的指導者を活用する際には、実践校の校長から指導者に対し、下記の伝達事項を基に、確認をお願いします。

【事業趣旨】

- ・ この事業は、神奈川県教育方針である「かながわ教育ビジョン」に沿った施策の一つで、「自主的・自発的な部活動を通じた人づくり」を目指す、部活動を活性化するための主要事業である。
- ・ 仲間づくりや健康増進など、生徒の多様なニーズに対応し、多くの生徒(特に女子)が参加しやすい新しいタイプの部の設置を支援することが目的である。
- ・ 活動内容に合わせ、技術指導のできる専門的指導者を活用することで、活動をより充実したものとし、部活動を頑張っている生徒ひとり一人の目標が実現できるよう支援するとともに、生徒に夢と希望を与えていただきたい。

【運営体制】

- ・ 教員の適切な支援の下、生徒自らが自主的に取り組むことができる運営体制を構築すること。
 - ・ 生徒自らが、活動内容ははじめ、活動日や休養日を設定するなど、自分のペースで行うことができるような環境を整備すること。
 - ・ 活動に必要な物品は、必要に応じて学校で用意すること。(実践校事業需用費[消耗品費]が3万円予算配当されている。)
- 例) フロアマット、バランスボール等

【専門的指導者の活用】

- ・ 活動内容によって、技術指導のできる専門的指導者を活用すること。
- ・ 予算の範囲内であれば、指導者とその人数、指導時間、指導回数(ただし、年3回以上)などを、学校が自由に設定できる。
- ・ 報酬は、年額69,000円であり、交通費が含まれている。(遠征等に係る旅費についても報酬額に含まれる。)
- ・ 専門的指導者の傷害保険料は、年額6,000円であり、保健体育課が、スポーツ安全保険に加入し、当該保険の範囲内において補償する。

【専門的指導者への伝達事項】

- ・ 部活動は、学校教育の一環であり、人格形成のための活動である。
- ・ セクシャルハラスメント、パワーハラスメント等、生徒の人権侵害となる言動は、厳に慎む。
- ・ 学校教育に関わる者として、責任ある言動を心がける。
- ・ 部活動指導に関連して知り得た生徒の個人情報等を第三者に漏らさない。

【その他留意事項】

- ・ 趣旨に沿った部の設置と運営がなされるよう、保健体育課の指導・助言の下に取り組むこと。

生徒のニーズを踏まえた部活動の実践事例

【大分県】県立学校におけるスクールヘルスアップ事業

平成30年度県立学校におけるスクールヘルスアップ事業 実施要項

1 趣 旨

モデル校となる県立高等学校において、運動しない生徒を運動やスポーツに導くため、外部の指導者の協力を得ながら運動機会の創出に取り組み、望ましい運動習慣の定着を図る。

2 内 容

- (1) 対象となる学校 県立高等学校
- (2) 学校数 9校
- (3) 実践内容 ダンス、フィットネス、ヨガ等、既存の運動部活動にとらわれない楽しみ志向、健康志向の分野
- (4) 事業実施期間 平成30年5月7日(月)～平成31年2月28日(木)
- (5) 外部指導者数 原則1校当たり1人とし、25回を上限とする。
 - ・派遣回数
- (6) 派遣経費 1回につき4000円及び交通費を支給する。
- (7) 保険加入 外部指導者については、体育保健課がスポーツ安全保険に加入する。
- (8) その他 外部指導者の派遣回数については、調整する場合がある。

3 外部指導者について

モデル校に、体育保健課が外部指導者を派遣する。

(ただし、学校で外部指導者の確保ができる場合はこの限りでない。)

4 モデル校及び外部指導者の決定について

体育保健課が調整し、関係学校長あて通知する。

5 実施上の留意事項について

- (1) 実施校は、外部指導者と指導方針や指導計画について十分協議し、共通理解のもと、効果的な活用を図ること。
- (2) 外部指導者による指導は、学校の要請によって行い、特に、生徒の発育・発達や健康・安全に十分配慮すること。
- (3) 外部指導者は、学校関係者の立ち会いのもと、指導を行うこと。
- (4) 指導回数については、期間を見通し、計画的に実施すること。
- (5) モデル校は、必要に応じて実践資料等を提供するものとする。
(計画書・報告書については別途提示)

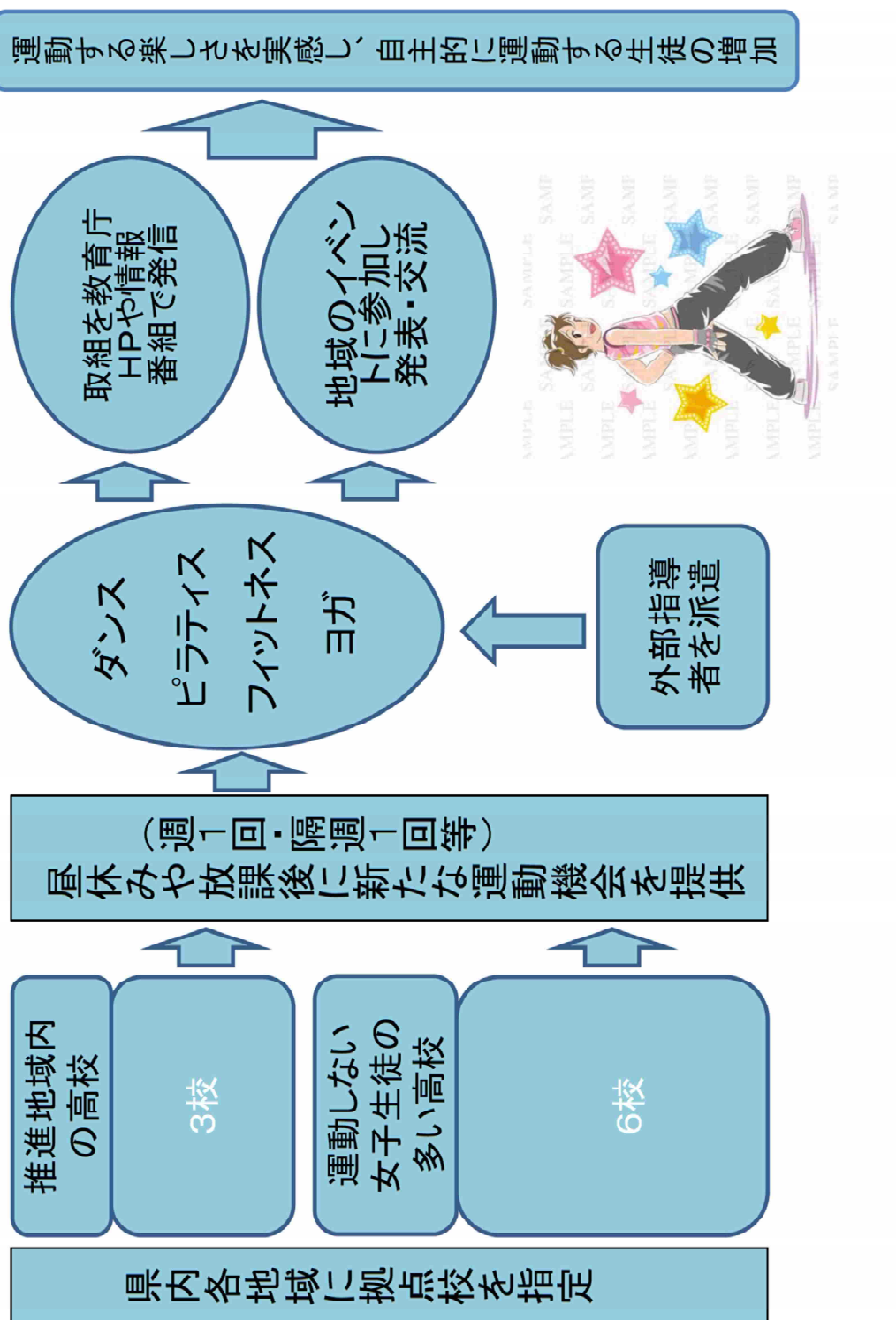
6 事業説明会について

派遣する外部指導者の決定後、モデル校となった学校において開催する。

(詳細は、決定後通知する。)

・参加者：教頭・顧問等

新たな運動機会の提供



(3) 地 域 と の 連 携 に つ い て

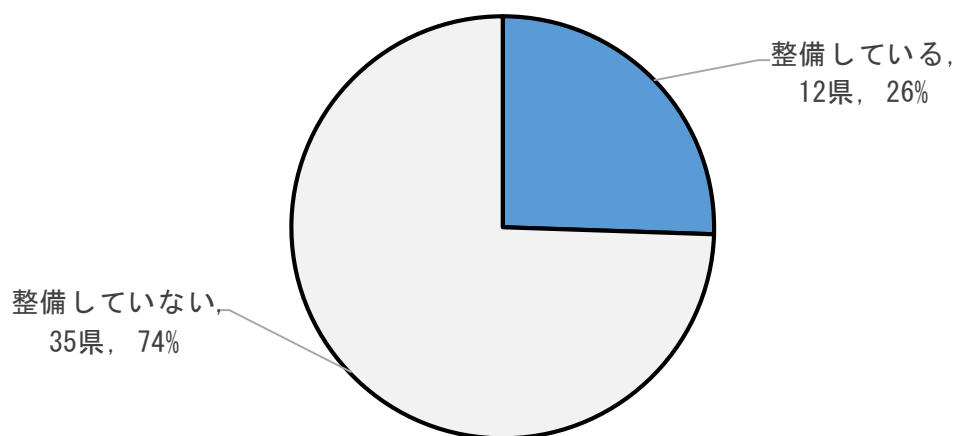
ガイドライン記載

(2) 地 域 と の 連 携 等

ア 都道府県、学校の設置者及び校長は、生徒のスポーツ環境の充実の観点から、学校や地域の実態に応じて、地域のスポーツ団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による、学校と地域が共に子供を育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ環境整備を進める。

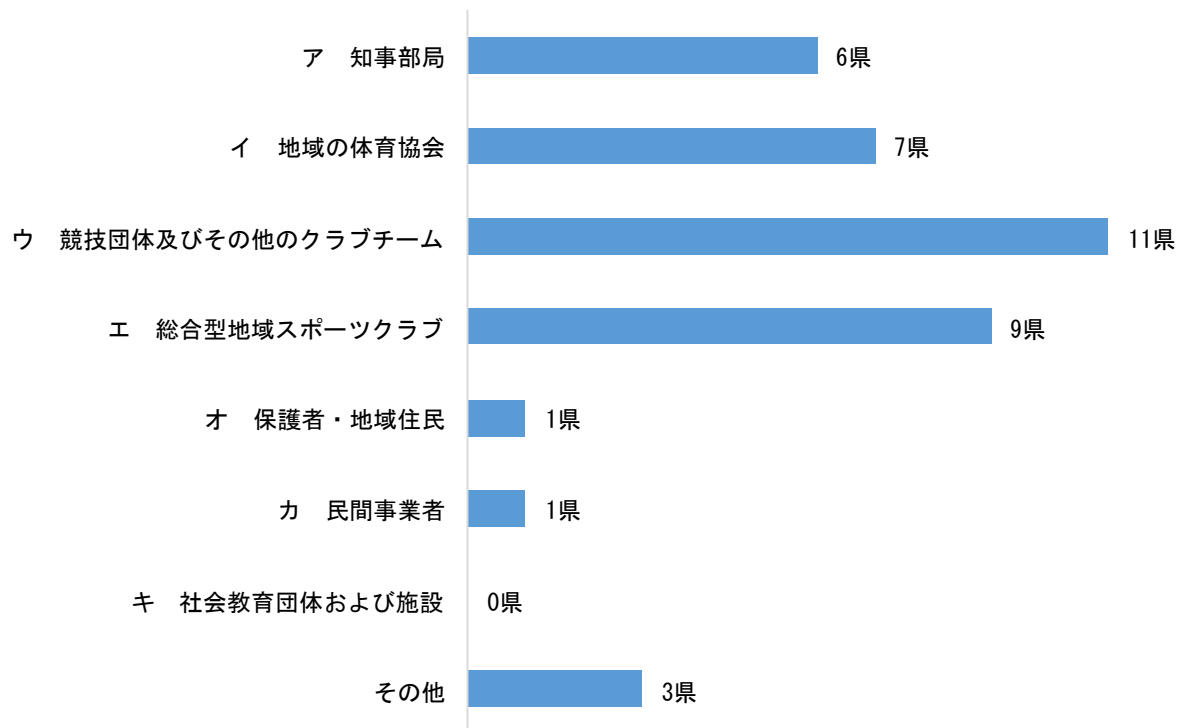
地域との連携については、学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ環境の整備を進めている県は12県（26％）であり、進捗は低調と言える。

図 4 9 学校と地域が協働・融合した形での地域における
スポーツ環境の整備（回答県数47県）



連携する組織は、図 5 0 に示すとおりであり、競技団体及びその他のクラブチームや体育協会、スポーツクラブとの連携の回答が多く挙がっていたが、保護者地域住民、民間事業者との連携についての回答は少ない。

図50 連携する組織（回答県数12県：複数回答あり）



地域・団体との連携

ア．知事部局との連携

回答のあった6県全てで、スポーツ所管部署と連携している。連携内容については、各県で作成される「スポーツ振興計画」に基づく取組の推進（4県）が最も多く、他には、総合型地域スポーツクラブへの働き掛け、部活動指導員任用に向けての講習会への参加といった回答がある。

イ．地域の体育協会との連携

外部指導者に関する協力（指導者の派遣や情報提供）（4県）が最も多く、研修会への協力、地域の社会体育活動の整備依頼、競技力向上のために事業連携を行っている。

ウ．競技団体及びその他のクラブチームとの連携

最も多くの回答（11県）があり、連携内容については、外部指導者に関する協力（指導者の派遣や情報提供）（8県）が最も多く、ジュニア教室などの選手強化事業の実施、クラブチームとの合同練習、競技団体主催の大会への地域単位での参加という内容である。

エ．総合型地域スポーツクラブとの連携

外部指導者に関する協力（指導者の派遣や情報提供）（6県）が最も多く、部活動を補完するスポーツ教室の開催、クラブ育成支援、高校が有する資源（生徒、施設）を活用したクラブ運営という回答である。

オ．保護者、地域住民との連携

総合型地域スポーツクラブの運営にあたり会員としての参画という回答である。

カ．民間事業者との連携

民間事業者と連携し、人材バンク作成に向け、部活動指導員の登録を行う部活動指導支援システムを検討している。

キ．社会教育団体および施設との連携

回答は0県である。

ク．その他団体との連携

プロスポーツの代表者を県立学校に派遣する団体と連携している県や、トップスポーツクラブや地元企業・団体等による運動部活動支援団体を設立し、技術指導や医・科学専門家によるサポートなどに取り組んでいる県もある。また、市に事務局を設置し、民間事業者・大学・体育協会が連携した地域スポーツクラブの運営を行っているとの回答もある。

各団体との連携内容において、最も多かった回答が、外部指導者に関する協力を受けることであるが、部活動指導員配置上の課題である地域の人材の確保にも資するものである。競技団体との連携・協働が進むことで、適切な部活動の推進につながることが期待される。

(続く)

ク．その他団体との連携（続き）

また、総合型地域スポーツクラブとの連携では、学校と地域が協働・融合した形でスポーツ環境の整備を行っている県や、運動機会を創出するため、学校でできない部活動を代替で実施している県、運動機会を創出している県、民間事業者・大学・体育協会といった多くの団体が連携し、様々な事業を行っている県もあった。総合型地域スポーツクラブを地域の核とした連携は、運動環境維持に効果的であると考えられる。

上記の連携内容の保護者への情報提供を行っている県は12県のうち2県である。情報提供を実施する理由として、今後、多様化するスポーツ環境を整備していくためには何より保護者の理解が必要であることが挙げられる。

連携事例

競技団体及びその他のクラブチームとの連携事例

- スポーツリーダーバンクへの登録に、「部活動指導の可否」項目の追加

スポーツ所管課において、指導員資格者を登録する際に、「部活動指導の可否」の欄を設け、部活動指導員任用に活用しようとする試みを実施している。

総合型スポーツクラブとの連携事例

- 学校で運動部活動を実施できない種目を代替実施
（実施競技：ダンス、フェンシング、新体操、相撲、バレーボール、サッカー）
- 高等学校を拠点とした総合型スポーツクラブの運営
学校と地域が協働・融合した形で地域のスポーツ環境の整備を行っている。

民間事業者との連携事例

- 民間事業者と連携し、人材バンク作成に向け、部活動指導員の登録を行う部活動指導支援システムを検討している。

民間事業者・大学・体育協会との連携事例

- 市と民間事業者・大学・体育協会が連携した地域スポーツクラブの設置
 - ・ スポーツ部活（実施競技名：陸上、ラグビー）
学校に希望する部活動がない生徒に対して、その種目のクラブを設置
 - ・ スポーツ塾
競技力向上の場の提供
 - ・ スポーツ体験教室（実施競技名：卓球、トランポリン、ラグビー、女子サッカー、硬式テニス）

地域・団体との連携に対する意見

○保護者との連携

学校の部活動を補完するため、保護者主導で行っている活動についても、その在り方が地域で議論されるべき。

○地域との連携

- ・将来的に部活動を地域の指導者が担うことを考えていくなれば、どの地域でも、指導者がいるという状況を作る必要がある。（都市部と地方で大きな差がある）
- ・地域のスポーツ団体や総合型スポーツクラブとの具体的な連携の施策が必要となる。
- ・今後、少子化がさらに進むことを踏まえれば、長期的には、従来の学校単位での部活動から、一定規模の地域単位での活動も視野に入れた体制の構築が求められる。

○スポーツ団体等との連携

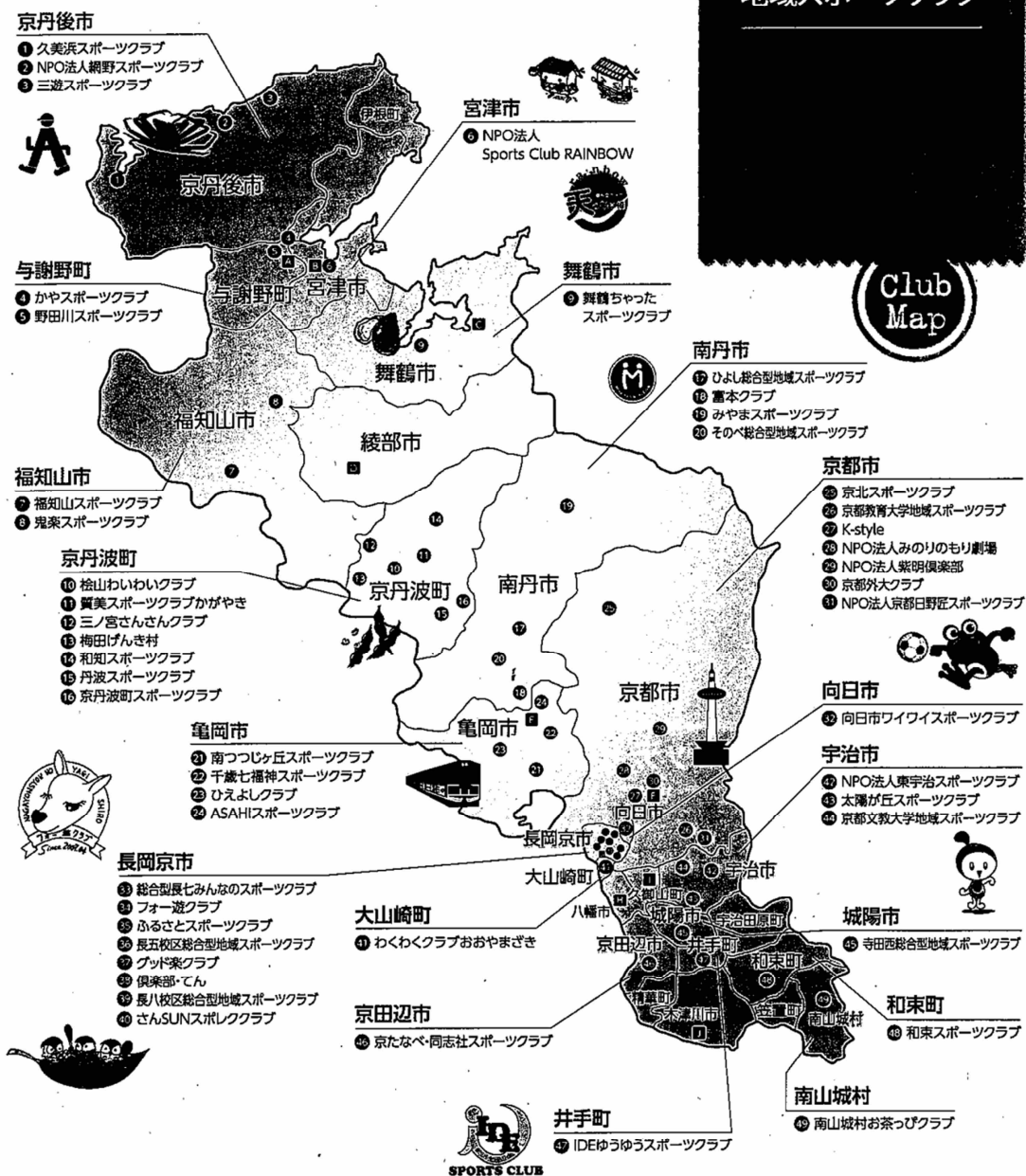
- ・ジュニアアスリートを育成するための各種スポーツ団体の協力が必要である。
- ・競技団体主催の大会やリーグ戦、強化練習等は、学校単位によらない市町村あるいはエリア単位の参加として、部活動と切り離していくべきである。（部活動と競技力向上を切り離した体制を構築）
- ・小学校における社会体育の過熱が、その後の運動部活動の運営等に影響を及ぼすと思われる。医・科学的根拠に基づいた適切な運動部活動とするための具体例等の保護者や社会体育指導者への周知徹底が必要である。
- ・競技団体のガバナンス強化（長期的視野に立った選手育成プログラムの構築等が必要）

地域との連携事例

【京都府】府立学校・地域スポーツクラブ連携事業

京都府総合型 地域スポーツクラブ

Club
Map



京都府広域スポーツセンター Kyoto regional sports center

〒601-8047 京都市南区東九条下殿田町 70 京都テルサ東館 3 階 公益財団法人京都府体育協会内

☎075-692-3423 ☎075-692-3457

✉club-info@kyoto-sa.com (代表) ホームページ URL <http://sports-net.kyoto-sa.com/>

京都府広域スポーツセンターはクラブづくりを応援します。

府立学校拠点クラブ

- | | |
|----------------------------------|---------------------------------|
| ㊸ 加賀谷高校 (与謝野町)
フリースタイルスポーツクラブ | ㊹ 鳥羽高校 (京都市)
鳥羽クラブ |
| ㊺ 宮津高校 (宮津市)
天候リンクス | ㊻ 乙訓高校 (長岡京市)
おとくにクラブ |
| ㊼ 東舞鶴高校 (舞鶴市)
TOMASスポーツクラブ | ㊽ 京都八幡高校 (八幡市)
京都八幡ジュニアクラブ |
| ㊾ 綾部高校 (綾部市)
あすなつあやべ | ㊿ 久美山高校 (久美山町)
久美山K-8スポーツクラブ |
| ㊽ 南丹高校 (南丹市)
南丹アスリートクラブ | ㊾ 南陽高校 (木津川市)
南陽クラブ |

府立学校・地域スポーツクラブ連携事業（平成30年度実施校）

平成30年5月

	学校名	形態	開始	クラブ名	実施種目等	設立	
1	加悦谷高校	開放型	H20～	ジラソーレ与謝	陸上競技、ウエイトリフティング、バスケットボール	H20.3.18	H18.19 推進事業
2	綾部高校			あすれっつあやべ	陸上競技、競泳、カヌー、ソフトボール	H20.6.21	
3	久御山高校			久御山K・Bスポーツクラブ	剣道、なぎなた	H20.6.4	
4	南丹高校		H21～	南丹アスリートクラブ	バレーボール、バスケットボール、ソフトボール、サッカー	H21.3.12	H19.20 推進事業
5	鳥羽高校			鳥羽クラブ	水泳、相撲、ウエイトリフティング、バスケットボール、陸上競技、ソフトテニス	H21.2.22	
6	京都八幡高校		H22～	京都八幡ジュニアクラブ	レスリング・バレーボール (※開放型クラブとして休止)	H22.3.30	H20.21 推進事業
7	乙訓高校			乙訓クラブ	バドミントン、フェンシング、柔道 (各種スポーツ教室)	H22.6.28	
8	南陽高校		H23～	南陽クラブ	なぎなた	H24.3.11	H24.25 推進事業
9	東舞鶴高校			TOMAIスポーツクラブ	剣道、ボート	H24.3.8	
10	宮津高校		H24～	天橋リングス	陸上競技	H24.6.23	

◆◆◆まとめ◆◆◆

1 「運動部活動の在り方に関する方針」について

- 「運動部活動の在り方に関する方針」は、約9割の県（43県・92%）で策定（調査時の策定中を含む）されており、部活動の適切な運営に向けた取組が進んでいる。
- 方針を策定している43県（予定を含む）のうち、公立・私立の両方を対象としている県は約4割（17県・40%）であり、策定段階から私学関係者が参画するなど、協力体制を構築している。また、公立学校のみを対象としている残りの約6割（26県・60%）の県においても、私学担当課に情報提供するなど連携を図っている。

2 適切な休養日等の設定について

- 学期中の休養日は、全ての県において設定（調査時の策定中を含む）されており、生徒の健康維持やバランスのとれた生活等が配慮されている。
- 長期休業中の休養日は、約8割（41県・87%）の県で設定されており、生徒の健康維持やバランスのとれた生活のほか、部活動以外の時間を確保することで十分な休養を取ることに配慮されている。
- 学期中の休養日の設定は、ほぼ半分の県において、中学校と高等学校を同じ設定にしている。また、長期休業中の休養日の設定も同様の割合である。
- 中学校・高等学校ともに同じ休養日の設定にしている場合、ガイドラインに準じて、週当たり2日（平日1日、休日1日）としている県が多い。
- 中学校と高等学校で異なる休養日の設定にしている場合、中学校は週当たり2日（平日1日、休日1日）としている県が多いが、高等学校では週1日以上と設定している県が多く、学校の特色や競技特性等の理由から、高等学校段階では、各学校において中学校教育の基礎の上に多様な教育が行われている点に留意されている。
- 活動時間は、8割強（40県・85%）の県において設定されており、生徒の健康維持やバランスのとれた生活のほ

か、ケガの予防にも配慮されている。

- 活動時間の設定は、5割弱（22県・47％）の県において、中学校と高等学校を同じ設定にしており、ガイドラインに準じて、平日2時間程度、休日3時間程度としている。
- 中学校と高等学校で異なる活動時間の設定にしている場合、中学校は平日2時間程度、休日3時間程度としている県が多いが、高等学校では平日3時間程度、休日4時間程度と設定している県が多く、学校の特色や競技特性等の理由から弾力的に設定できるよう配慮されている。

3 学校単位で参加する大会等の見直し

- 部活動で参加している大会・コンクール等は、7割の県（33県・70％）で把握しており、中体連・中文連、高体連・高文連が主催する大会・コンクール等について把握している県が多い。
- 大会・コンクール等の統廃合については、約4割（21県・45％）の県で要請しており、要請先として、中体連・高体連、体育協会、競技団体が挙げられている。
- 「各競技団体主催の大会数を減らすことが必要」、「競技団体等がガイドラインへの理解を深めるとともに、適切な大会運営が図られるよう取り組んでいかなければならない」という意見が挙げられている。
- 中体連・中文連や高体連・高文連が主催する大会・コンクールは開催数が限られていることから、それ以外を主催する競技団体や文化芸術団体への働き掛けが必要であると推察される。

4 部活動指導員について

- 部活動指導員の任用については、約9割（41県・88％）の県で取組が進んでいる。
- 運動部における任用は、41県全てで行われているのに対して、文化部では41県中17県※において任用されている。

※ 市町村立学校での配置先の別（運動部又は文化部）を把握していない県の数を含めていない。

- 財源については、中学校の任用は 98% が国費事業であり、高等学校の場合は 100% が県単独事業の任用である。
- 部活動指導員のうち 28% は無職であり、職業別では会社員（16%）、自営業（12%）が多い状況である。
- 部活動指導員のうち 36% は、退職教員や非常勤講師といった教員経験者である。
- 部活動指導員の任用による効果として、専門的な指導が行われることを挙げる県が多く、生徒の技能向上や意欲向上といった成果が見られる。次いで、時間的または精神的な負担軽減が多く挙げられており、教員の多忙化解消やメンタルヘルス効果といった成果が挙げられている。
- 部活動指導員を配置するために必要なこととして、「人材確保（40 県）」や国による「財政措置（38 県）」が挙げられている。
- 人材確保に当たっては、「県のスポーツ指導者登録バンクに部活動指導員の登録を加える」といった取組事例が見られる一方で、指導者の量（人数）や質（指導力）の面において地域間で差があることから、生徒が受ける指導や教育的効果に格差が生じることが危惧されている。
- 課題としては、学校現場に対しては、部活動指導員を任用する目的について周知を図り、部活動指導員に対しては、事前研修において学校との連携について理解を求める等、学校と部活動指導員のギャップを埋める方策が必要であることが挙げられている。また、部活動指導員に指導を任せるとしても、どこまでの役割や責任を負わせるかといった範囲に係る基準があれば、各校において部活動指導員の活用がより一層進むことも挙げられている。

5 研修について

- 部活動に関する研修は、対象者別に、部活動担当教員は 9 割の県（43 県・91%）、部活動指導員は 7 割の県（33 県・70%）、管理職は 4 割弱（17 県・36%）の県でそれぞれ実施されている。
- 部活動指導員を対象とする研修の内容は、部活動の在り方や概要に関する、部活動そのものについての内容が多い。

次いで安全・事故防止や指導力向上に関する内容が多く、学校教育に携わる立場として十分な理解が求められている。

- 担当教員を対象とした研修を実施する際、外部コーチ・外部指導員等を対象としている県もあり、地域でスポーツ指導ができる人材の掘り起こしを期待できるとともに、部活動指導員の人材確保にも効果的であると考えられる。
- ガイドラインにおいて、中央競技団体で作成することとしている部活動指導手引は、日本サッカー協会と全日本柔道連盟の2団体で作成し、普及・活用を推進している。
- 7割の県（33県・70%）において、独自の部活動指導手引を作成し、指導の充実に向けて活用されている。
- 県で作成している部活動指導手引は、各校への配布や研修会において普及・活用されており、適切な運動部活動の実施の意識化や、指導者の資質向上に効果が見られている。

6 生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備

- 競技力向上以外の目的で、生徒のニーズを踏まえた運動部の設置について、4割弱の県（17県・36%）が取り組んでいる。
- 生徒のニーズを踏まえた活動は、4県において実際に行われており、ヨガ、ダブルダッチ、ピラティス、ゴルフ、ダンス、フィットネスといった種目が取り扱われている。
- 合同部活動の推進については、約半分の県（26県・55%）が取り組んでおり、合同練習のみでなく、合同チームとして中体連・高体連・高野連が主催する大会に参加している（参加可能な県は16県・34%）。
- 合同部活動を推進する取組として、拠点校や活動場所に移動するための経費や指導者謝金を補助する事業に取り組んでいる事例が挙げられている。
- 学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ環境の整備は、12県（26%）において取組が進んでいる。
- 地域との連携については、競技団体やクラブチーム、総合型地域スポーツクラブとの連携が多く見られる。

部活動指導員の人材確保について

● 人材確保が大きな課題 どのような解決策が効果的か

部活動指導員を導入することで、生徒が専門的な指導を受けることができたり、教員の勤務時間が削減されたりする効果が出ている。各県において、適正な運動部活動を維持していく上で、部活動指導員は効果的な人材であるため、いずれの県においても、必要な人数を確保できるような制度設計を考える必要がある。

今回の調査においては、教員経験者の任用は約４割となっている一方で、学校教育や部活動に精通していない地域人材が多く任用されていることが明らかになった。地域人材の任用に当たっては、人数の確保のみでなく、学校の教職員としての資質の確保も重要であることから、学校教育や部活動への理解を深める研修を充実させることも必要である。

そのため、人材の掘り起こしや学校とのマッチングを図る目的で指導者バンク等を設置するとともに、学校教育の理解を深める目的で部活動指導員に対する研修を充実することが効果的であると考えられる。

また、財政措置の在り方としては、事業対象の拡充を求める意見が多く挙げられており、とりわけ、高等学校への対象の拡充を求める声が多くあった。高等学校については、地方交付税算定上の配慮がなされているが、国による財政支援のより一層の拡充が、各県における人材確保の一助となるものと考えられる。

その他にも、国への要望としては、部活動指導員の定数化や、国費事業の補助負担割合の見直しを求める意見が挙げられている。

なお、今回の調査を通じ、部活動指導員の人材確保が大きな課題として浮き彫りになったところであるが、仮に部活動指導員配置事業への財政支援が拡充されたとしても、人材が確保できなければ、事業が十分には機能しないことになる。よって、都道府県において、例えば退職や再任用を予定して

いる教員への説明会の場等において、部活動指導員の業務を紹介し、任用希望を募るなど、人材確保に向けた取組を強化する必要がある。

部活動指導員の効果的活用方策について

● 部活動の活性化と顧問の勤務時間削減の一体化の在り方

適正な部活動を運営し、生徒、教員の負担軽減を図るためには、方針に定める休養日を遵守することが重要であるが、部活動の大会・コンクール等は、休日に開催されることも多いことから、大会・コンクール等への参加が増えることで、休養日の取得の妨げになり、生徒及び教員の負担が増すことになる。また、大会等の引率を部活動指導員に任せることで負担を軽減する事例も出てきているが、全国的な広がりを見せるまでには時間を要することが予想される。

大会・コンクール等の開催数については、各県または部活動によって違いがあることから、大会の統廃合について、都道府県レベルで協力要請したり、学校レベルで大会等の参加を精査したりすることには限界があると考えられる。

適切な運動部活動の運営の下、部活動が活発に行われながら、教員の業務改善の推進を図るために、国レベルによる関係団体への働き掛けを期待するところである。

● 部活動指導員の資質向上を確保するための研修制度（国）

各県において、部活動を担当する教員をはじめ、部活動指導員等も対象にした研修が実施されているとともに、「部活動指導手引」による指導力の向上に向けた取組も進められている。

部活動指導手引の活用により、担当教員や部活動指導員の資質向上にも効果が見られ、特に専門外の競技を担当する教員や指導経験の浅い教員に対して効果的であるという事例が報告されている。

特に、競技団体が作成する部活動指導手引は、その競技における効率的かつ効果的な練習方法や安全管理、スポーツ障

害の予防など、専門的な視点から記されていることから、担当教員や部活動指導員が個別に活用するほか、OJTや校内研修においても積極的に活用することができれば、全国的に統一した指導者の資質や指導力の確保につながるものと期待される。

部活動指導手引は、各県独自の手引が7割の県で作成されている一方で、中央競技団体による手引は一部のみで作成されている状況であることから、中央競技団体の手引が整備されていくように、国からも働き掛けをお願いしたい。

また、研修の実施に係る課題の中で、会場の確保や日程調整が挙げられているが、今後、部活動指導員の任用が増えていくことを考えると、日程調整等が更に困難となってくることが危惧される。

このため、これまで一般的に行われている、担当教員や部活動指導員が一堂に会して研修を受ける方法に加えて、インターネットやビデオプログラム等のICTを活用する研修体制を新たに構築することで、時間や場所に捉われずに研修を行うことができる。また、ガイドラインに基づく適切な部活動の運営の周知にも効果があると考えられることから、国や各競技団体に対して、ICTを活用した研修プログラムの作成等を働き掛けていくことも必要であると考えられる。

●理想格差の現状と課題の分析

部活動の運営の適正化に向けて、指導体制の充実と担当教員の勤務負担の軽減を図るためには、部活動指導員の配置を拡充することが効果的であるが、部活動指導員の人材確保に苦慮している県が多く見られる。部活動指導員になり得る人材の数は、地域の人口にも左右されることが考えられるので、人口が少ない地域における人材確保に当たっては、より一層の困難が強いられるものと推察される。

今回の調査では、部活動指導員として任用できる資質と指導力を有する人材が見つかったが、本人の勤務先の就業規則で副業が禁止されており、報酬（給与）を受け取ることができないために任用を見送った事例が報告されている。

このことから、地域における貴重な人材を有効に活用する

ために、報酬（給与）を謝金として支払うことを認めるなど、弾力的な取扱いができるような仕組みを構築する必要があると考えられる。

また、民間の人材派遣会社に対して、部活動の指導者の派遣を委託する実践事例があることから、部活動指導員の配置に係る予算から、民間の指導者派遣に係る経費を執行できるような仕組みを構築することで、民間活力を用いて部活動の適正化を図ることも期待される。

このような弾力的な取扱いは、一部の県や地域だけに限らず、全ての都道府県や地域によって有効な手立てと考えられることから、国による補助事業や財政措置における柔軟な対応が望まれる。

地域と連携したスポーツ環境の構築について

● 部活動と地域スポーツ環境の新たな構築へのビジョンづくり（国）

（１）生徒のニーズを踏まえた部活動環境の整備

少子化が進む中で今後、単独チームでの出場が困難となる部が増えてくることが予測されるため、各県において、合同部活動の体制整備や大会出場の要件緩和等を行い、生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備が望まれる。

合同部活動として活動するためには、学校間や市町村間の移動が必要であることから、移動に係る人的、財政的な問題を解決する必要がある。

ある県では、合同部活動支援事業を立ち上げ、生徒のバス送迎に係る経費や指導者謝金を補助することで、学校間または市町村間の拠点校部活動を含めた合同部活動を奨励している。

都道府県・市町村が連携したこのような取組は、一部の地域に当てはまるものではなく、多くの都道府県において対策が求められるものであることから、国の財政支援が望まれる。

また、競技力向上以外の目的で、生徒のニーズを踏まえた

運動部活動を実施している県は4県と少ないが、競技志向によらず、気軽に楽しく取り組むことができる部活動の運営は、生涯にわたる豊かなスポーツライフの実践に向けて効果的であり、ある県では、運動機会の少ない女子を対象に、望ましい運動習慣の定着を図るための事業として実施されている。

さらに、効果的に実施するためには、専門的な技術指導が必要であることから、指導者を派遣するための謝金・旅費を補助することにより、生徒のニーズを踏まえた部活動の支援・促進を図っている実践事例も挙げられている。

競技志向によらない、生徒の多様なニーズに対応した部活動は、運動時間の少ない生徒も気軽に取り組むことができ、運動習慣の二極化の改善に効果的であると考えられるため、先行事例に倣いながら、各都道府県においても広めていく必要があると考えられる。

（２） 地域との連携のビジョンづくり

ガイドラインにあるように、都道府県等には、地域のスポーツ環境の整備のため、地域のスポーツ団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用といった方法により、学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ環境整備が求められている。

一方で、アンケート調査の結果によると、こうした地域連携によるスポーツ環境の整備状況は、ガイドライン策定後間もないこともあり、全国的に見ると低調である。

特に、有力な協働先であるはずの総合型地域スポーツクラブにあっては、地域により、活動する施設等場所の確保や、体制が脆弱で認知度も低いといった課題があり、学校に協働の意向があっても、受け皿として機能し難い面もある。

こうした実情も踏まえ、国において、課題の解決策や連携のモデル等を含むビジョンを示すことが、学校と地域の協働・融合が進む一助になるものと考ええる。

IV 全国都道府県教育長協議会第3部会構成員名簿

岩手県教育委員会教育長（研究担当）	高 橋 嘉 行
山形県教育委員会教育長	廣 瀬 渉
山梨県教育委員会教育長	市 川 満
静岡県教育委員会教育長（主査）	木 苗 直 秀
福井県教育委員会教育長	東 村 健 治
三重県教育委員会教育長	廣 田 恵 子
奈良県教育委員会教育長	吉 田 育 弘
広島県教育委員会教育長	平 川 理 恵
高知県教育委員会教育長（研究担当）	伊 藤 博 明
佐賀県教育委員会教育長	白 水 敏 光
長崎県教育委員会教育長	池 松 誠 二

担当:高知県、岩手県

都道府県名:	
とりまとめ担当者所属:	
とりまとめ担当者名:	
電話番号:	
メールアドレス:	

本研究では、各都道府県における部活動の適正な運営に関する現状や、教員の業務負担の軽減を踏まえた取組事例を調査、課題分析し、今後の施策・事業の検討や国への施策提案に結びつけたいと考えます。調査への御協力をお願いします。

自由記述の項目が多くなっていますが、調査の後、内容の似通ったカテゴリー別に分類・可視化する（アフターコード化）予定です。

なお、回答にあたっては、「都道府県教育委員会が主体として行っている」取組についてお答えください。

※都道府県教育委員会として、域内市区町村教育委員会を対象として取り組む施策を含みます。

また、基本的には、運動部・文化部の両方について記載願います。対象が「運動部のみ」の項目については、大項目に表示しています。

★回答入力上の注意★集計の都合上、行・列・セルの挿入・削除は行わないでください（幅変更・非表示設定は差し支えありません）

I 適切な運営のための体制整備（1は運動部についてのみ回答）

1 「運動部活動の在り方に関する方針」の策定について

（1）都道府県教育委員会は、運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（平成30年3月 スポーツ庁）に則り、「運動部活動の在り方に関する方針」を策定しましたか。

ア 策定した

＜策定時期＞ 平成 年 月

回答欄	
-----	--

イ 策定する予定

＜策定予定時期＞ 平成 年 月

ウ 策定する予定だが時期は未定

（設問1（1）で「ア 策定した」または「イ 策定する予定」と選択された場合は、以下①についてお答えください。）

①方針の対象について

ア 公立・私立

イ 公立のみ

ウ 私立のみ

回答欄	
-----	--

（設問1（1）①で「イ 公立のみ」と選択された場合は、以下②についてお答えください。）

②私立学校に対しては、どのように対応していますか、具体的にお答えください。

--

（設問1（1）①で「ア 公立・私立」、「ウ 私立のみ」と選択された場合は、以下③についてお答えください。）

③私立学校の方針の策定に際して、どのような調整等を行ったか、具体的にお答えください。

--

（2）都道府県教育委員会は、市区町村教育委員会や学校法人等の学校の設置者、各学校が活動方針・計画の策定等が効率よく行えるよう、簡素で活用しやすい様式等を作成していますか。

ア 作成している

イ 作成していない

回答欄	
-----	--

※「ア 作成している」と選択された場合は、以下の要領で様式の情報提供をいただくと助かります。）

- ・方法: 調査表に別添でメールにて送付
- ・様式: (ワードもしくはエクセル)
- ・データ名: 【都道府県番号】1-(2)様式 例: (高知県の場合) 【039】1-(2)様式

(3)市区町村教育委員会や学校法人等の学校の設置者、各学校の活動方針等の取組状況について、どのような方法で進捗状況を把握する予定か、具体的にお答えください。

--

(4)「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」に示されている内容以外で、都道府県教育委員会で独自に定めている内容がありますか。

ア 独自の定めがある

イ 独自の定めはない

回答欄	
-----	--

(設問(4)で「ア 独自の定めがある」と選択された場合は、定めている内容を具体的にお答えください。)

--

2 指導・運営に係る体制の構築について

《部活動指導員について》

(1)今年度、部活動指導員を任用していますか。

※部活動指導員の職務、任用等については、「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行について(平成29年3月14日付け28ス庁第704号)」に示されています。

ア 任用している(予定含む)

イ 任用していない

回答欄	
-----	--

(設問(1)で「ア 任用している(予定含む)」と選択された場合は、以下①～⑤についてお答えください。)

① 任用している人数(予定含む)(都道府県立・市区町村立)

組合立学校→都道府県立・市区町村立を含む

中等教育学校(前期課程)→中学校を含む 中等教育学校(後期課程)→高等学校を含む

校 種	(1)運動部	(1)の内 国費活用	(2)文化部	(2)の内 国費活用
a 中学校(都道府県立)	人	人	人	人
b 中学校(市区町村立)	人	人	人	人
c 高等学校(都道府県立)	人	人	人	人
d 高等学校(市区町村立)	人	人	人	人
e その他()	人	人	人	人

② 私立学校についての部活動指導員任用状況について、把握していますか。

ア 把握している

イ 把握していない

回答欄	
-----	--

(設問(1)②で「ア 把握している」と選択された場合は、以下についてお答えください。)

任用している人数(予定含む)(私立学校)

校 種	(1)運動部	(1)の内 国費活用	(2)文化部	(2)の内 国費活用
a 中学校	人	人	人	人
b 高等学校	人	人	人	人
c その他()	人	人	人	人

③ 任用している部活動指導員の主な職業等（本業）を以下の選択肢からお選びください。

（私立学校任用数除く）

該当する番号の左側に○をつけ、それぞれ右側に人数を記入ください。

1 会社員	<table><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr></table> 人					2 自営業	<table><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr></table> 人					3 団体職員	<table><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr></table> 人					} うち教員経験者数 <table><tr><td></td></tr></table> 人	
4 学生	<table><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr></table> 人					5 主夫・主婦	<table><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr></table> 人					6 パート・アルバイト	<table><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr></table> 人						
7 無職	<table><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr></table> 人					8 その他	<table><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr></table> 人（ <table><tr><td></td></tr></table> ）												

④ 部活動指導員を対象とした研修等（都道府県教育委員会主催）の実施（予定含む）

<table><tr><td></td></tr></table> 回	

⑤ 研修等の内容を具体的にお答えください。

<table><tr><td></td></tr></table>	

（設問（1）で「イ 任用していない」と選択された場合は、任用しない理由について具体的にお答えください。）

<table><tr><td></td></tr></table>	

（2）今後、部活動指導員を積極的に任用し、学校に配置するために必要だと思うことを具体的にお答えください。

<table><tr><td></td></tr></table>	

（3）昨年度以降、部活動指導員を任用し、学校に配置した都道府県は、効果、課題について具体的にお答えください。

また、教員の負担軽減について把握している場合は、勤務時間数の変化（教員一人当たり）をお答えください。

<効果>

<table><tr><td></td></tr></table>	

<課題>

<table><tr><td></td></tr></table>	

<教員の負担軽減> ※把握している場合

部活動指導員の配置による教員一人当たりの勤務時間数の変化（当該部活動を担当する教員の勤務時間数）

配置前

--

 時間（月平均）

配置後

--

 時間（月平均）

《担当教員(顧問)について》

(4)部活動の担当教員(顧問)を対象とした研修会等(都道府県教育委員会主催)を実施(予定)していますか。

- ア 実施(予定)している
イ 実施(予定)していない

回答欄

(設問(4)で「ア 実施(予定)している」と選択された場合は、研修内容についてお答えください。)

①研修会名：

②対象者：

③時間：

④講師：

⑤研修会の主な内容

⑥これまでに研修会を実施したことがある場合、効果・課題について具体的にお答えください。

<効果>

<課題>

《管理職について》

(5)部活動の運営の適正化に向けた管理職対象の研修会(都道府県教育委員会主催)を実施(予定)していますか。

- ア 実施(予定)している
イ 実施(予定)していない

回答欄

(設問(5)で「ア 実施(予定)している」と選択された場合は、研修内容についてお答えください。)

①研修会名：

②対象者：

③時間：

④講師：

⑤研修会の主な内容

Ⅱ 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進について(運動部についてのみ回答)

1 部活動指導手引の普及・活用について

(1)都道府県教育委員会は、部活動における合理的でかつ効率的・効果的な活動のための手引書(リーフレット等を含む)を作成していますか。

- ア 作成している
イ 作成していない

回答欄

(設問(1)で「ア 作成している」と選択された場合は、以下①～③についてお答えください。)

①具体的な内容

②普及・活用の方法

③効果

Ⅲ 適切な休養日等の設定

1 休養日の設定について

(1)都道府県教育委員会は、学期中(長期休業中は除く)の部活動の休養日を設定していますか。

- ア 設定している
イ 設定していない

回答欄

(設問(1)で「ア 設定している」と選択された場合は、以下①、②についてお答えください。)

①設定する主な理由について(例:教職員・児童生徒の負担軽減、健康維持・ケガの防止等)

②中学校と高等学校の設定方法について

- ア 中学校と高等学校は同じ設定
イ 中学校と高等学校は異なる設定

回答欄

(設問(1)②で「ア 中学校と高等学校は同じ設定」と選択された場合は、設定内容について以下③、④についてお答えください。)

③ 週 日 (内訳:平日 日 休日 日 その他)

④ 中学校と高等学校の設定を同じにしている理由を具体的にお答えください。

(設問(1)②で「イ 中学校と高等学校は異なる設定」と選択された場合は、設定内容について以下⑤、⑥についてお答えください。)

⑤ 中学校

週 日 (内訳:平日 日 休日 日 その他)

高等学校

週 日 (内訳:平日 日 休日 日 その他)

⑥ 中学校と高等学校の設定が異なる理由を具体的にお答えください。

(2)都道府県教育委員会は、長期休業中の部活動休養日を設定していますか。

- ア 設定している
イ 設定していない

回答欄	
-----	--

(設問(2)で「ア 設定している」と選択された場合は、以下①～③についてお答えください。)

① 長期休業中の休養日の設定について、該当するものを下記から選択ください。(複数回答可)

- ☐ 学期中に準じた設定をしている
☐ 学期中と異なる設定をしている
☐ ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設けている

②設定する主な理由について(例:教職員・児童生徒の負担軽減、健康維持・ケガの防止等)

--

③中学校と高等学校の設定方法について

- ア 中学校と高等学校は同じ設定
イ 中学校と高等学校は異なる設定

回答欄	
-----	--

(設問(2)③で「ア 中学校と高等学校は同じ設定」と選択された場合は、設定内容について以下④、⑤についてお答えください。)

④ 週 ☐ 日 (内訳:平日 ☐ 日 休日 ☐ 日 その他)

⑤ 中学校と高等学校の設定を同じにしている理由を具体的にお答えください。

--

(設問(2)③で「イ 中学校と高等学校は異なる設定」と選択された場合は、設定内容について以下⑥、⑦についてお答えください。)

⑥ 中学校

週 ☐ 日 (内訳:平日 ☐ 日 休日 ☐ 日 その他)

高等学校

週 ☐ 日 (内訳:平日 ☐ 日 休日 ☐ 日 その他)

⑦ 中学校と高等学校の設定が異なる理由を具体的にお答えください。

--

2 活動時間の設定について

(1)都道府県教育委員会は、部活動の活動時間を設定していますか。

- ア 設定している
イ 設定していない

回答欄	
-----	--

(設問(1)で「ア 設定している」と選択された場合は、以下①、②についてお答えください。)

①設定する主な理由について

--

②中学校と高等学校の設定方法について

- ア 中学校と高等学校は同じ設定
イ 中学校と高等学校は異なる設定

回答欄	
-----	--

(設問(1)②で「ア 中学校と高等学校は同じ設定」と選択された場合は、設定内容について以下③、④についてお答えください。)

③ 平日 ☐ 時間程度 休日 ☐ 時間程度 その他

④ 中学校と高等学校の設定を同じにしている理由を具体的にお答えください。

--

(設問(1)②で「イ 中学校と高等学校は異なる設定」と選択された場合は、設定内容について以下⑤、⑥についてお答えください。)

⑤ 中学校

平日 時間程度 休日 時間程度 その他

高等学校

平日 時間程度 休日 時間程度 その他

⑥ 中学校と高等学校の設定が異なる理由を具体的にお答えください。

(設問(1)で「イ 設定していない」と選択された場合は、以下⑦についてお答えください。)

⑦ 設定しない主な理由について

IV 生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備(運動部のみについて回答)

1 生徒のニーズを踏まえた運動部の設置について

(1)都道府県教育委員会は、競技力の向上以外を目的とした運動部(※)の設置に向けた取組を行っていますか。

ア はい

イ いいえ

回答欄	
-----	----------------------

※ 具体的な例としては、より多くの生徒の運動機会の創出が図られるよう、季節ごとに異なるスポーツを行う活動、競技志向でなくレクリエーション志向で行う活動、体力づくりを目的とした活動等、生徒が楽しく体を動かす習慣の形成に向けた動機付けとなるものが考えられる。
(運動部活動の在り方に関する総合的なガイドラインより)

(設問(1)で「ア はい」と選択された場合は、具体的な取組についてお答えください。)

(2)都道府県教育委員会は、複数校の生徒が拠点校の運動部活動に参加する等、合同部活動等の取組を行っていますか。

ア はい

イ いいえ

回答欄	
-----	----------------------

(設問(2)で「ア はい」と選択された場合は、具体的な取組についてお答えください。)

2 地域との連携等について

(1)都道府県教育委員会が主導して、学校と地域が協働・融合した形で地域におけるスポーツ環境の整備を行っていますか。

- ア はい
イ いいえ

回答欄

(設問(1)で「ア はい」と選択された場合は、以下①～③についてお答えください。)

①どのような理由で行っていますか。

--

②連携する組織についてお答えください。(複数回答可)

- ☐ ア 知事部局

--

 課
- ☐ イ 地域の体育協会
- ☐ ウ 競技団体及びその他のクラブチーム
- ☐ エ 総合型地域スポーツクラブ
- ☐ オ 保護者・地域住民
- ☐ カ 民間事業者
- ☐ キ 社会教育団体および施設
- ☐ ク その他

--

③連携内容について具体的にお答えください。

ア 知事部局(

--

)

--

イ 地域の体育協会

--

ウ 競技団体及びその他のクラブチーム

--

エ 総合型地域スポーツクラブ

--

オ 保護者・地域住民

--

カ 民間事業者

--

キ 社会教育団体および施設()

--

ク その他()

--

(2)都道府県教育委員会は、(1)で回答した組織・団体との連携について、保護者への情報提供を行っていますか。

ア はい

イ いいえ

(設問(2)で「ア はい」と選択された場合は、以下①、②についてお答えください。)

①どのような理由で推進していますか。

--

②取組の具体例についてお答えください。

--

回答欄	
-----	--

V 学校単位で参加する大会等の見直し

(1) 都道府県教育委員会は、学校の部活動が参加する大会・コンクール等の概要を把握していますか。

- ア はい（下記 a～c で当てはまるものを全てチェック）
イ いいえ
ウ 今後、把握する予定

回答欄

- ☐ a 中体連・中文連、高体連・高文連が主催する大会・コンクール等の概要
☐ b 都道府県の競技団体、文化芸術団体が主催する大会・コンクール等の概要
☐ c その他()

(2) 都道府県教育委員会は、生徒や部活動の担当教員（顧問）の過度な負担にならないよう、大会等の統廃合等を主催者に要請していますか。

- ア はい
イ いいえ

回答欄

（設問(2)で「ア はい」と選択された場合は、具体的な要請先をお答えください。）

(3) 都道府県教育委員会は、学校の部活動が参加する大会数の上限となる目安等を定めていますか。

- ア はい
イ いいえ

回答欄

（設問(3)で「ア はい」と選択された場合は、目安等について具体例をお答えください。）

VI その他

部活動の適正化に向けた方策について、必要だと思えばありましたらお書きください。

部活動の運営の適正化に向けた方策について
(平成 30 年度研究報告書 No. 3)
全国都道府県教育長協議会第 3 部会

平成 31 年 3 月発行

編集・発行 全国都道府県教育委員会連合会
〒100-0013
東京都千代田区霞が関 3-3-1
尚友会館
電話 03-3501-0575
